

平成24年9月25日（火）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

追加日程第1 くまがいさちこ議員の不適切発言の訂正を求める動議

本日の会議に出席した議員

1番	古川 貴 敏	2番	くまがいさちこ
3番	西岡 一 成	4番	河村 孝 弘
5番	庄田 昭 人	6番	森 治 久
7番	棚橋 敏 明	8番	堀 武
10番	松野 藤四郎	11番	広瀬 捨 男
12番	若井 千 尋	13番	清水 治
14番	広瀬 武 雄	15番	若園 五 朗
16番	広瀬 時 男	17番	小川 勝 範
18番	星川 睦 枝	19番	藤橋 礼 治

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市 長	堀 孝 正	副 市 長	奥 田 尚 道
教 育 長	横 山 博 信	企 画 部 長	森 和 之
総 務 部 長	早 瀬 俊 一	市 民 部 兼 巢南庁舎管理部長	高 田 薫
福 祉 部 長	宇 野 睦 子	都 市 整 備 部 長	福 富 保 文
調 整 監	白 河 忠 良	環 境 水 道 部 長	弘 岡 敏
会 計 管 理 者	宇 野 清 隆	教 育 次 長	高 田 敏 朗

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田 宮 康 弘	書	記	伊 藤	巧
書	記	今 木 浩 靖			

開議の宣告

議長（藤橋礼治君） どなたも、おはようございます。

議員の皆様方、また執行部の方もお聞きかと思いますが、実は昨夜お亡くなりになられました山田隆義議員の哀悼の意を表し、黙禱をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

御起立のほうをお願いいたします。

それでは、黙禱始め。

〔黙 禱〕

議長（藤橋礼治君） 黙禱やめ。

ありがとうございました。御着席ください。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元の配付のとおりでございます。

日程第1 一般質問

議長（藤橋礼治君） 日程第1、一般質問を行います。

個人質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

10番 松野藤四郎君の発言を許します。

松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） おはようございます。

ただいま議長さんから発言の許可をいただきましたので、民主党瑞穂会、松野藤四郎が一般質問をいたします。私は議席番号10番でございます。

先ほどは大先輩であります山田隆義議員の黙禱を皆さんでささげました。議員は、大変議会あるいは行政に対して関心があり、一生懸命やってくれた先輩議員でございました。本当に哀悼の意を表したいと思っております。

さて、私は今回の一般質問に当たりまして、通告してあります2つの案件について質問をしたいと思っております。

1点目については、公共施設のアスベスト対策、これについては8項目程度にわたって質問をいたします。もう1点につきましては、大型SCの進出計画でございます。これは名古屋紡績跡地の関係でございます。これについても7点ほどについて質問をいたします。

まず最初に公共施設のアスベスト対策についてでございますけれども、我が国の住宅、あるいは工場等の建物、こういったものは昭和30年代から昭和55年にかけて吹きつけ、あるいは石綿、そして石綿を含んだこういった資材が天井、あるいは外壁、ましてや展示製品、そして教

育設備の備品と、こういったものにも多く使われております。私たちの生活に身近なさまざまな場所で多く利用されてきております。

そこで、当市においても、そういった教育施設や保育所の施設を初めとし、市民の方々が利用する各施設においても石綿、いわゆるアスベストでございますが、そういったものを使用した製品が数多く使われておることは御承知のとおりであります。

したがって、この合併以降、この施設の調査はいつ行われ、その結果、レベル判定はどのような状況だったかということをお尋ねをいたします。

以下については、質問席から質問いたします。よろしく申し上げます。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

ただいまアスベストについての最初に歴史を少しお話しされました。簡単にもう一度おさらいをさせていただきますと、昭和30年ぐらいからアスベストが建物の耐火被覆材として使用され始めております。昭和50年にはこれに関する規則が一部改正されまして、吹きつけのアスベストは、5%以上は禁止ですと。先ほど言われたように55年には、もうロックウール等の製造が禁止されております。そして、平成7年には吹きつけのアスベストも禁止になっております。平成16年には含有率1%を超えるアスベストの製品の禁止ということで、だんだん内容とか状況が厳しくなってきたおるといのが現実でございます。

そして、先ほどレベルはどうだということをお言われたんでございますけれども、回答をさせていただく前に、レベル1、レベル2、レベル3というふうに3段階に分かれております。レベル1というのは、吹きつけ材等に使われておるといということで、ごみとして飛ぶ可能性が非常に高いということで、50年ぐらいまでの建物に多く使われておるようでございます。レベル2というのは、やっぱりこれも飛ぶのは危険性があるということですが、保温材、断熱材に使われておるようでございます。レベル3というのは、特に余り問題ないのではないかといふことでございます。

こうした中で、私どもも実を言いますと、ずうっと過去を調べていきますと、もう既に平成7年、11年には市民センター等でそうした除去を行っておりますし、穂積小学校の旧体育館などは平成10年にアスベストの除去を行っております。

平成17年度には、市内の134の建物について調査をした結果、レベル1が2棟でございます。これは穂積小学校の中舎の渡り廊下の屋根、そして文書管理庫、これは水道事務所のほうでございますが、屋外のガラリーの一部、レベル2が2棟でございます。ほづみ幼稚園の造形室の煙突、巢南庁舎のボイラーの煙突と、そのほかはレベル3ということでございます。

よって、平成18年度にはレベル1の2つにつきましては除去をいたしました。それからレベル2につきましても、ほづみ幼稚園の煙突のほうは除却をしたということでございます。巢南

庁舎のほうの煙突につきましては飛び散るということはないということと、解体時でどうだということでもそのままになっておりますが、改めて調査をさせていただいて対応したいと考えております。

平成18年9月にまた法律が一部改正されまして、含有率が1%以下から0.1%以下ということで、再度私どもの中で12棟ほど調査したところ2棟ありました。市役所の玄関前のひさしとか、牛牧第2保育所の保育室というところでレベル1ということでございましたので、平成19年度に市役所のほうのアスベストを封じ込め、平成20年度には牛牧第2のほうのアスベストも除去しております。

そして平成20年度には、またこちら分析の方法が変わりまして、私どもの市内の調査をした結果、4棟ですね、老人福祉センターの機械室の保温材、南小学校の機械室の保温材、穂積中学校の教室、市役所の事務室と、これらがレベル3ということでした。

このため、平成20年度に老人福祉センター、それから21年度には市民センター、南小学校、それから市役所の会議室、皆さんの会議室の天井を剥ぎ取ったというのは、21年度と23年度でございます。

このように、一応対象物は常にチェックをしまいいりましたということでお答えをさせていただきたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 総務部長から今日までの経緯について御説明がありました。

当市においては施設が134という中で、アスベストを含有した資材を使っている施設が九十幾つもあるということであり、ましてやレベル1が2施設、それからレベル2が2施設というような格好で、非常に市民の皆さんの健康を害するものが多く使われている施設があるということでもあります。

穂積小学校については、大規模改築をしたときに北舎と中舎の渡り廊下、ここについてのアスベストの解体をしていただきました。先ほどの説明によりますと、巢南の4階にあります煙突がレベル2となっておるわけですが、その経過を聞いておりましたが、まだまだそういった対策といえますか、解体がされていないというのが現状であります。その辺についても、ある程度のそういった覆いはして対策はしてあると思っておりますので、今後解体する場合においては十分配慮をしていただきたいと思います、このように思うわけでございます。

話はずうっとさかのぼっていくわけですがけれども、昭和62年に全国的に石綿による健康被害というのが問題視をされており、被害が多数発生したという状況であり、当時、厚生省や文部省、あるいは各関係省庁からいろんな通達で施設の点検や健康被害の調査をするよう指示があったというふうに思いますけれども、先ほどの総務部長の経過を見ても、昭和30年とい

う話があっただけで、途中、平成まで飛んでしまうわけですがけれども、62年にこういった通達が多分あったと思うわけですね。そういったときにはどんな調査をされておったのか、あるいは本当に健康被害の調査までしていただいたのか、そういった資料といいますが、保存というのはされているのか、その経緯をちょっと御説明願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 昭和62年に全国的にこの事案が話題になりまして、当市におきましてもアスベストを扱っている工場の周辺の皆さんの健康調査を実施されたようでございます。その結果、住民の方、直接はなかったというふうに聞いております。

今、そうした書類をきちんと確認したかということでございますが、ちょっとそこまでは確認はしておりませんが、多分議員さんのほうからも、そのあたりのことはよく御存じだと思いますけれども、実際にはそうした調査を実施し、住民の方はなかったということで聞いておりますので、よろしく申し上げます。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 私はこのレベル1に対する対策といいますが、そこら辺についてお尋ねをします。

穂積小学校については解体してきれいになっておるわけですがけれども、旧穂積町時代の水道事務所、ここについては建設以来、平成になるまでいろんな形でその水道事務所、あるいはその後、文書庫ということで使われておるわけですね。その水道事務所は自家発電室にあるということで、この石綿の含有資材、これは多分ロックウールの吹きつけだと、このように思うわけですね。これは茶石綿といひまして、含有量が5.6%のアモサイトが使用されている非常に危険なものであると認識をするわけです。

要するに、水道事務所で当時働いていたといいますが、その仕事に従事していた職員等が退職、あるいは現在もこの庁舎に勤めてみえるという方もお見えだと思うわけですがけれども、そういった危険な場所で作業されていた職員に対する健康診断といいますが、そういった調査というのは、された経緯があるかということをお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 松野議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

今、松野議員が旧水道事務所の経緯等は言われたとおりでございますが、この建物自体は昭和49年に建てられまして、公営企業会計ですので、穂積町のほうへ平成12年9月1日で建物の売買等を行われて、今議員が言われたとおり文書管理庫として使用しております。

このアスベスト除去の改修工事は平成7年度に施行しておりますが、17年が経過しております、工事等の工事台帳上では改修工事をしたという台帳上は残っておりますが、詳細に関し

まして、今議員が言われたアモサイトのほうの5.6%とか、そういうもので吹きつけられていたという経過は残念ながらわかりません。

ただ、職員の健康管理に関しましては、議員が言われたとおり発電室であったので、常時人がいる場所でなく、使用頻度が低いと考えられていたもので、特殊健康診断等は行っておりません。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 水道事務所の自家発電室ということでありまして、使用頻度が少ないという答弁でございました。けれども、アスベストは潜伏期間といいますが、20年から50年近くたってから症状が出てくるわけですね。それが肺がんになったり中皮腫になるわけですよ。その症状は、やはりせきやたんとか、息切れがひどくなるとか、熱が続くとか、顔が腫れぼったくなるとか、こういうような症状が出てきますけれども、これではもう遅いんですよ。早期に発見をするためには、ぜひとも健康診断をしていただくと。これは、私は最良だと思っておりますけれども、そういう考えはないでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 失礼いたします。お答えさせていただきます。

瑞穂市職員の健康診断については、事業所として課せられた健康診断を実施しております。アスベストに関する健康診断は、製造する過程に石綿従事者等に関する健康診断であり、瑞穂市には義務はございません。

御指摘の健康上のことでありますが、市職員の健康診断においては、胸部のレントゲンの間接撮影を行っております。対象者には、高度で高感度な検出機能が高いと言われる直接撮影などが必要になりますので、今後、健康センターとか相談の上、調整していきたいと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 企画部長の答弁ですと、検討していきたいというお話でございます。

私は以前、アスベストの問題についてこの議場で質問をしたことがございます。これは平成17年に行ったと思います。当時は、当市の瑞穂市にはそういった石綿を含んだ製品を製造しておるといって会社があり、その周辺の皆さんの健康問題を取り上げました。早くその企業はその周辺の自治会と覚書を結んで健康診断をしてくれました。96名の方が受診をし、異常がなかったという結果が出ました。非常に周辺の地域の皆さんは安堵したと思うわけですね。

私は企画部長の答弁を見ますと、検討するというような格好でありますけれども、職員みずから健康診断をしてくれということはなかなか言えないと思うわけですね、当事者から。まし

てや家族の方に、私はそういった石綿のあるところで仕事をしてあったよということを多分お話をされておらんと思うんですよ。そういった家族の方の不安も解消せなだめですよ。そのためにぜひとも健康診断をしてほしい。これは通常のレントゲンではできません。愛知県の名古屋市にあります中央労災病院のそういったレントゲン車、特殊なところですけど、そういったところからちゃんと平成18年にある地域へ来て健康診断をしてくれたんですよ。そういった経緯があるんですよ。ですから、検討するんじゃなくて早急にやっていただく。これが職員の健康管理ではないでしょうか、どうでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） ただいまの御指摘のこと、検討させていただきますので、調整していきますので、よろしく願いをいたします。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） いろんな形で私たちが質問をいたします、行政に対して。検討するとか何とかすると、こうおっしゃいますけれども、私たちは市民の代表であります。もちろん行政は市を預かるところでございますけれども、私たちは市民の声を代弁して、行政にももう少し考えてくれと言うわけですよ。しっかりやってくれとお願いするわけですよ。検討するということは4年も5年もかかるということですよ。

市長さん、どうでしょうかね、職員の健康はもちろんですけど、市民の健康を願うためには、やはりそういった健診も気がねなくやってもらうということ、どうでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 職員の健康診断ということで、一応定められた範囲で健康診断を行っておりますが、今御指摘の石綿に係る健康診断というのは特殊な診断になるわけですね。それで私もインターネット等で調べてみますと、石綿を使った製造現場、もしくはその周辺地域ですね、そういった場合は、今おっしゃられたような肺がんとか中皮腫、そういった健康被害が想定されるということで、先ほど申されました労働基準局のほうで義務づけをしておるようでございます。

ただ、市の職員の場合は、たまさか自家発電室がありまして、そこが使ってあったということで、一部排煙室なんかにはあるわけでございますが、それが本当に健康被害のおそれがあるのかということも一遍検討しながら、もし必要があれば、先ほども申しましたようにレントゲンもやむを得ないというふうに思いますが、今までずっと過去の経緯でやってきた中では、その必要性は感じておりませんでした。ですから、そういった指導も受けておりませんでしたので、健康診断はやっておりません。ただ、いま一度御指摘がございましたので、本当に大丈夫かということで検討をしてみたいということを企画部長は申し上げたんだと思います。

現に、例えば消防職員なんかは、火災現場でそれこそ古い住宅なんかですとアスベスト等使っている火災現場等も行きますので、そういった健康診断をやっておるといふふうに聞いておりますけれども、一般行政職となりますと、本当に限られた部署でやっておるわけでございまして、先ほど来お話ありますように、本当に発電室、停電になったときに自家発電が起きる。定期的に検査はしていると思いますが、その一部に使っているということでございますので、恒常的に石綿に接しているわけではございませんから、そこら辺も専門的な見地から健康診断が必要かどうかということを探ながら運営してまいりたいと思いますので、よろしく御理解をお願いします。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 水道事務所はレベル1ということで総務部長からも言われましたように、これは飛散する可能性があるアスベストですよね、レベル1というのは。製造現場とは間接的に違うわけで、直接と違いますからね。アスベストがあるところの建物の中で作業をしていたということだけでありますけれども、これはいつ発症するかわかりません。したがって、健康の不安を払拭するために早急に、退職した人までとは言いませんけれども、現在こうして市の職員でおられる方は、該当する方は、早急に健康診断をしていただくように、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

次に、今回、ほづみ保育所の調査の中で、遊戯室にアスベストがあるというお話を先般聞きました。平成17年のときには、もちろんほづみ保育所にもアスベストがあるということでございましたけれども、これと整合しているのか、まずお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問ですけれども、ほづみ保育所の遊戯場の天井にあるアスベストについては、天井で封じ込めをされているということで、今回補強工事をするに当たりまして、その工事の一連の関係で撤去するというふうな経過になっております。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） アスベストのそういった調査をしたときは、やはり、そのときそのときの資料をずうっと持っておらなあかんですかね。今の答弁ですと、今回初めてわかった話ですね、天井裏にあるという話は。まだあるんですよ、ほづみ保育所、アスベストが、御存じでしょうか。スレートもあるんですよ、スレート板も。そこら辺はチェックしていないですよ。ですから、資料はちゃんとしっかり次の方に引き継いでいくというような格好でやらんと経緯がわかりません。

今回、このアスベスト除去をほづみ保育所がされますけれども、アスベストを使ってある面積、これは多分180平米ぐらいあるんですね。要はその解体時期とか、あるいは子供たちとか保護者とかそういった方、周辺の市民の皆さん、そういった方に周知をせなあかんですね、飛散防止のために。こういった施工方法にするかと。そういう考えはどのようになっているのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） アスベストについてですけれども、まず使用面積ですけれども、使用面積につきましては遊戯室の天井屋根面179平方メートルにアスベストを含有した断熱材がございます。これにつきましては、先ほども言いましたように、補強工事を実施します。その中で行いたいと思います。アスベストの搬出時期につきましては、12月初旬ごろを今予定しております。

また施工方法につきましては、アスベスト除去の際に飛散しないよう遊戯室を完全にシート等で密閉して、隔離して施工を行います。また施工前後には飛散測定を実施することになっております。

園児・保護者、周辺地域への周知方法についてですが、園児がいない土・日または祝日を選んで施工を予定しております。保護者への周知につきましては、保育所の保護者向けの掲示版及びおたより等配付をもって周知を行う予定をしております。また周辺地域につきましては、工事を行う旨、業者より近隣の皆様への挨拶を行う等して周知をさせていただきます。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） やはりアスベストを解体するときには、大気汚染防止法あるいは岐阜県が定めている岐阜県アスベストの排出及び飛散防止に関する条例、こういったものに基づいて行わなければなりません。事業主はもちろん、建物の所有者や関係者には、大気中に排出し飛散防止に努めなければならない。このようになっておりますので、やはり周辺の皆さん等についても十分周知をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、消防活動の中でございますけれども、アスベストを使用している、一般住宅は別として、工場といいますか、そういったところの消火活動ですね、アスベストを含有している施設での消防活動、これはどのようにされているのかお尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 消防の現場では建物ごとの把握はされておられません。消火活動の際には、マスク、防火服等を着用しておるといふことと、そして年に2回、こちらのほうは職員の健診を実施しておりますので、御理解をいただきたいと思います。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） マスクと言われましたけれども、消防隊員のアスベストばく露防止のために防じんマスクの着用を義務づけられていると思いますけれども、マスクというのはそれでよろしいですか。どういったマスクですか。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） そのあたりの対応できるマスクということで、きちんとした確認はしておりませんが、再度また確認をしておきます。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 消防士は早期に消火活動をするために、非常に危険なところで作業をするわけです。ですから、どういった環境の中か分かりませんので、アスベストばく露防止のために防じんマスクが必要ということを消防長も言っておりますので、なければ早急に配備をお願いしたいという思いでございます。これは瑞穂消防署はもちろんのこと、消防団にもぜひとも配備をしてほしいというところでございます。そういった、今後、計画はあるのか、一つ再確認の意味でお願いをいたします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 消防署のほうは確実に励行しておると思います。消防団のほうにつきましては、一度また検討させていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 以上について、アスベストについて質問いたしました。これは発症するまでの期間というのは非常に長いですね。20年から50年ということでございます。非常に危険なアスベストでございます。肺がんになったり中皮腫になったりします。そういった健康の被害をなくすために、各市内の公共施設においては万全な措置をお願いしたいというふうに思います。

続きまして、大型SCの進出計画でございます。

まず最初に、昭和30年代に穂積町、あるいは県が企業誘致をして名古屋紡績という大きな企業が来たわけでございますけれども、繊維の不況によって撤退をされて今日まで来ておりますけれども、撤退された今日までの間において、そのこの広大な9万2,000平米の土地について、市としてはどのような利用計画といたしますか、そういった考えがあったのか、まず最初にお尋ねをいたします。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 私のほうからお答えをさせていただきますが、今回、この大型ショッピングセンター進出に関係しまして、この名古屋紡績跡地の利用について市はどのような考えで計画だったのか、こういう御質問でございます。

実は、この土地、御案内のように旧穂積町のときに誘致されまして、土地は全て無償譲渡を町のほうから名古屋紡にされて、契約書もあるわけでございますが、20年以内に撤退されると、こういうことがあったら返還をすると、こういうことになっております。20年以内に撤退するようなことがあったら返還する。そうでない場合はということございまして、約50年を経過した名古屋紡でございまして、完全に名古屋紡績の所有権になっておるところでございまして、そのことに対して市のほうからとやかく言うことはできません。

ところが、この有効利用ということで、実は何とか駅周辺の開発、たびたび議会のほうからも質問でいただいております。こういった開発をしようしますと、やはり市としましては近くに白地といいますか、そういうものを持たなくてはいけないわけございまして、できればそういうためにも売買を市のほうへしてもらえないか、こういう話もしたところでございまして、名古屋紡のほうとしましては、一切売することはできないというのが名古屋紡の考えでございます。名古屋紡は賃貸でこの跡地利用をしたい、こういうところでございまして、そういう中での今度の御質問にあります大型商業集積の関係の話でございます。そういったことでございますので、御理解をいただきますようお願いを申し上げたいと思っております。

もう少し申し上げておきますが、こういった商業集積をするに当たりまして、地の利としましては、確かに本当にいいところでございます。ところが土地利用を考えますと、やはりバイパスがございまして、バイパスに面しておるのは進入道路の8メートルぐらいの道路が面しておるだけで、あとは前のほう、南のほうは全面まだ他人の民地でございます。こういうふうでございますし、市道のほうが少し、ちょうど役所から行きますと曲がってバイパスに出る。あそここのところで一部この市道といいますか、旧県道ですか、これに少し面しておるだけですね。あとは、東側はああいった形でございます。町道の狭い天王川の管理道路でございますし、隣は天王川でございます。北側は御案内のとおり多利の住宅でございまして、本当に土地利用が商業集積を図れば非常に使いにくい土地、そんなところなんですね。なかなかこういった商業集積の関係のあれが非常に難しいところです。

そういう中で、今いろんな話がございまして、これからそれぞれの御質問に対しまして、所管のほうから説明をさせていただきます。よろしく御意見を申し上げて答弁とさせていただきます。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 土地は名古屋紡績のものであるということで、市としては積極的に

なかなか関与できないという事情もわかるわけですが、今回、ことしの6月にこの跡地の利用に関する事業計画ということで株式会社カーマから提出をされております。その内容について説明を願いたいとともに、この周辺地域への説明等も行われているというふうに思いますし、関係する商工会等のいろんな関係者、こちら辺の説明はもう完了しているのか。あるいはいろんな課題が出てきておるのか。そこについてお答えを願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） まず議員御質問の1点目の御質問でございますが、名古屋紡績跡地、約3万坪をカーマが名古屋紡績から借地をし、カーマが自店舗を中心にテナントという形でカーマが選定する店舗をこの区域に誘致する計画となっております。これは6月の全協のときにも概略の図面を出させていただきました。

今のところ、基本的には敷地内の開発道路南側にカーマの店舗のほかには、北側に非物販の店舗、開発道路の西側に物販の店舗というものを予定しております。現時点では、具体的な店舗については、まだカーマが選定をしておる段階でございますので決定をしておりません。

それから、平成25年の12月開店を目標として関係機関と今現在調整をしております。先ほどアクセスがしにくいという話もございましたが、もともとこういう地形でございますので、アクセス道路について国・県とは協議をしております。おおむね事前協議が最終的には終わっておりませんが、そういう形で、今アクセス道路の用地交渉というか、地権者に当たりをつけているという形で、そのアクセス道路の整備ができないとカーマの進出自体もなかなか難しいということでございますので、そういう調整をしておる段階でございます。

それから、2点目の説明会の関係ですが、これは以前に御存じのように一部企業が2回ほど進出をしました。その際に、ちょうど北側の多利地区については説明会を行っております。ただ、事業計画が大幅に変わっております。きのうも申し上げましたように、駐車場台数についても2,000台程度とかなり縮小してきております。

そういう関係で6月23日に多利地区の公民館のほうで、多利の自治会を対象としましてカーマによる説明会を実施しております。この説明会は、名古屋紡績跡地にカーマが進出することについて主に会社の紹介に始まりまして、この場所でこんな計画をしていますということですので、議員の皆様にお見せした物販と非物販の店舗、こういうものが来ますよという程度の説明でございました。計画がもう少し煮詰まった時点では、当然大店法の関係もございまして、アクセス道路につきましても、今考えております西側の交差点等の形状、いろんなことが出てきますので、この関係については周辺の自治会に事前に説明をして、あと大店法の関係については法令で決まっておりますので、法に基づいて事業者による説明会を開催する予定としておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 来年の12月ごろに開店予定ということでございます。1年近くしかございません。事前協議等の最中ではあるかと思いますが、やはり周辺地域の皆さんの了解を得ながら進めていかなければならない、このように思うわけでありませう。

図面を見てみますと、長良川の右岸からその敷地を縦断するような格好で西へ道路が出る図面がございましたけれども、これは県道、あるいは市道になるのか、私道になるのか、ちょっとそこら辺の確認をしたいんですが。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 長良川の道路につきましては県道でございます。墨俣神戸岐阜線という形で県道でございますが、そこから西へ向かう道路、開発区域、今の名古屋紡の跡地につきましては、基本的には企業のほうが造成をして、完了した後、市のほうへ寄附をいただくという形になるかと思っております。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） はい、わかりました。

そういった大きな企業といいますか、店舗が当市に来るわけですね。そうしますと税収関係も若干ふえてくるというふうに思うわけでございます。

現在は固定資産だけだというふうに私は認識をしておるわけですが、幾らとは言いませんけれども、固定資産プラスそういった、例えばカーマというのは売り場面積が図面を見ておりますと1万から1万2,000平米近くの本当に広い建物、あるいは各店舗も3,000とか5,000平米と、こういう大きな建物が計画をされておるわけですが、そういった中でいろんな商売といいますか、そういった活動をされるわけですね。そういったときに、当市としては、予測で結構ですけれども、こういった税がどのくらい入ってくるかということがわかれば一つ、大きな店舗の1万2,000でも結構ですけれども、家屋税が入ってくるのか、いろんなことがわかりませんが、こういったものが当市にメリットになってくるかということをお尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 松野議員の御質問でございますが、現実的には建った建物を評価させていただいたときに正確な評価額に基づいて税額が出るわけですが、仮にカーマのような店舗でございますので、皆さんが御存じのような鉄骨のがらんとしたああいふ店舗を想定いたしますと、100メートル掛ける100メートルの1万平米ほどのそういった鉄骨づくりの建物を想定いたしますと、およそ700万ほどの建物に対する税収があるというふうに想定をしております。

これ以外にもいろんな機械等が入りますので、それら償却資産ということで、また別計算に

なるんですが、それは現実に入ったものを見ないとわかりませんので、建物自体の一つの仮の想定として、先ほど言いました税金があるというふうを考えております。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） わずかなお金も積み重ねれば非常に大きくなります。そして、その店舗がオープンをしますと、そこで働くといいますが、従業員として勤務する方も多くなるというふうに思うわけでございます。したがって、雇用拡大のために当市の方を優先して採用していただいて、そしてそこで働いてもらうというようなことにも市のほうとしては関与をお願いしたいと思うわけですが、どのようなお考えでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 雇用の関係でございますが、開発区域のカーマ以外のテナントに入る店舗が現時点では未定ということなので、その経済効果、当然、先ほども言いましたように難しいものがございます。カーマの店舗に限定して申し上げますと、雇用につきましては新たに最低100名程度の雇用が発生するものと考えております。地元の、先ほど言いました多利のときにもそういう話が出まして、カーマサイドとしては地元雇用を優先したいというように申しておりました。以上でございます。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 100名程度の採用ですか、そういったことでございますので、ひとつよろしくお願いをしたいと思います。

あと2点についてお尋ねします。

そこがオープンしますと、ちょうどコミバスの経路の中に入ってくるわけですが、そこにぜひとも乗り入れてほしいと。先般にもプラント6ができましたときには、私も議会の中で質問して、あそこへ乗り入れることができました。高齢者、あるいは体の不自由な方の利便性を考えれば、コミバスもそこへ乗り入れてはどうかというふうに思うわけですが、どんな考えでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 幸いにも今現在の路線、また新しい路線は、名古屋紡績さんの西側の県道が路線の一部になっております。また建物等、最終的にどのようになんてきて、どのような形態になるかわかりませんが、そうした状況を見がてら、一方では余り時間が長くなりますと利用者の逆に苦情にもなりますので、利用者の状況とか道路状況、それによる運行距離、時間等を含めて総合的に考えたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 私はコミュニティバスというのは、先般も早瀬部長が説明をされておりましたが、通勤客が使用するというような言葉が出てきております。これではないんですね。根本はコミュニティバスですので、これは福祉のバスですね、早い話ね。皆さんに使っていただくということでございますので、利益追求ばかりではなく、地域の皆さんの足として利用できるように乗り入れをしていただくように、ひとつお願いをしたいというふうに思います。

あと、この大型店舗ができますと穂積小学校から300メートルもありませんね。本当に近いところにそういった大きなSCが来るわけですけども、詳細はわかりませんが、カーマといういろんな日用品とかそういったもののほかに、違う店舗が来るということも聞いております。遊技関係の店舗も来るという話も聞いておりますけれども、まして営業時間等もまだはっきりしておりませんが、そういった青少年に与える影響というのは若干あるんじゃないかというふうに想像するわけですけども、いかがでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 企業進出に伴うそういった青少年への影響ということは心配するところでございます。

ここで大切にしたいことは、子供たちにそれらの店舗に近寄らないようにするという指導ではなくて、正しい利用の仕方を教えていくということが大切かと思っております。インターネットとか携帯電話等の問題も同様ですが、保護者との約束をつくって子供たちが自分たちで判断することができるように現在の環境を活用していくことができる、そういうことを願っております。

今回の企業の進出に伴い、さまざまな地域から人が集まるということでトラブル等の懸念される場所ですが、詳しい内容はまだはっきりしていない中で、深夜営業の店舗等が仮に入るような場合になると、深夜徘徊等、岐阜県青少年育成条例にも触れる行為等も心配される場所です。先日の大型量販店の進出に際しても、関係の団体等から、また自治会等から要望書を出して改善を図っていただくということも取り組みとして行われました。これから進出する企業につきまして、その内容についてまた把握をして、その影響について指導していきたいと思っております。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 子供たちの健全育成のために、ひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

最後になりますけれども、こういった大きな店舗でございますから、下水道の加入率と申しますか、接続率を向上させるためにも、このコミプラに接続してもらうという方法も一つの手

法かと思うわけですが、そういったことができるのか、一つ当局からお答えを願います。
議長（藤橋礼治君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） この区域は、今議員が言われたとおりコミュニティプラントの事業計画に含まれているため、基本的にはコミュニティプラントの施設に接続することになります。しかしながら、この開発施設は、コミュニティプラントの計画時のときには名紡でございましたので、計画時の想定と今開発で行われる施設は、さきの部長が申したとおり、施設の配置からの汚水量やその水質が明らかでないという現段階では判断できかねますので、その計画等が明確になって、コミュニティプラント施設の利用の可否や費用負担についてはそのときにわかるとお思いますので、今の現段階におきましては、開発区域内の工事費については相手方が原因負担者であるという考えであります。

それから、先ほどの費用対効果、接続率に関しましては、接続率と申しますのは、その区域内の分母に対して接続人数であらわしておりますので、経費回収率のほうではそれだけの量を処理する費用をいただきますので、経費回収率には接続の効果があるように考えております。以上です。

〔10番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 大きな事業者ですので、ぜひとも加入をしていただくという方向でお願いしたいと思っております。

それは、本巢市のモレラが自前でやってあって、浄化槽があふれたという経緯があります。そういった関係上、コミプラにぜひとも加入をしていただいて、利益率を上げられるような方法で折衝を願いたいというふうに思います。

以上をもちまして、民主党瑞穂会、松野藤四郎の一般質問を終わります。

本日は大変たくさんの方の傍聴をいただきまして、本当にありがとうございます。終わります。

議長（藤橋礼治君） 以上で、松野藤四郎君の質問は終わりました。

続きまして、清水治君の発言を許します。

清水治君。

13番（清水 治君） 議席番号13番、無所属自民党会派新生クラブの清水治です。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

今回の質問の項目は、市内における空き家、特に廃屋の取り扱いについて、そして今後のごみ処理とリサイクルセンターについて、以上の2項目について質問をさせていただきます。

これよりは質問席にて質問をさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

それでは最初に市内の空き家、特に廃屋の対策についてお尋ねをいたします。

8月26日の中日新聞に全国の空き家は2008年に757万戸、これは全住宅に対する比率が13.1%に達する。とりわけ社会的に問題視されているのは、持ち主がいても転居などで不在だったり、親の家を相続した後に使っていないなどの建物の増加である。こうした建物が管理されないまま放置されると、周辺に悪影響を与えたり、放火の危険が高まるなどの問題が生じる。少子・高齢化に伴い世帯数が減少していくため、空き家はますます増加していくと予想されると報じています。

瑞穂市においては、土地の開発が進み、新しい住宅がふえて人口も増加しているのが現状ですが、その一方では、こうした空き家、特に廃屋が増加しているのではないのでしょうか。

そこでお聞きをしますが、市内の空き家、特に廃屋などの状況を市としてはどこまで把握を試みえますか、お聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 私のほうからちょっとお答えをさせていただきます。

清水議員が御指摘された2008年の状況は、多分総務省の住宅土地統計調査というのがありまして、それが発表されたということで、その数字だと思います。全国で757万戸ありまして、住宅全体に占める比率が、先ほどおっしゃった13.1%が空き家状態であるということですね。

空き家でもいろいろございまして、住める状況であるけど住んでいないという状況、あるいはもう崩れかかって住めない状況といろいろあるわけですが、この住宅統計調査は瑞穂市もやっておりますので、それなりの数値はつかんでおるとは思いますが、今おっしゃられるような廃屋状態の状況の住宅はどのくらいあるかということになりますと、実際には把握していないのが実情でございます。ただ、いろいろ地域からお話等聞いている範囲では皆無ではないという状況は知っております。以上でございます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

13番（清水 治君） 今、副市長さんが言われたように、空き家、廃屋などの周辺に与える悪影響、特に廃屋なんですけど、これは周辺地域からの苦情、そういったものが市のほうに苦情等が届け出というか、あるかどうかというのを一応確認させていただきたいなと思います。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 地域等住民からの苦情があるのかという御質問でございますが、例えば牛牧団地なんかのあいった密集した地域から空き家の雑草が繁茂しまして、近隣などから迷惑しているというようなお話はございます。ただ、建物そのものが危険だというような御要望とか苦情とかそういったことについては、まるっきりないわけではございませんが、例えば以前、市が購入しました生津の堤防の建物とか、今年度購入しました野白の堤防上の家屋とか、あれら2件については、区長さんとかそういった方々が何とかしてもらえないかというような

お話を聞いた経緯がありますが、それ以外では余りそういう話は聞いておりませんが、今申し上げました雑草が生い茂って近隣に害虫等の発生の元凶になっているというような話はありません。

ちなみに、これ環境課のほうで調べましたところ、23年度は今の空閑地も含めて56件の草刈りの要望等がありまして、うち7件が空き家に関するもので、2件はその後解体がされたということでございます。1件は草刈り管理がなされたと。24年の9月現在でございますが、今年度においては、空閑地の草刈りの依頼が55件ありまして、そのうち空き家に関するものが6件、うち3件が草刈り等の処理がされたということで連絡がついておるといふ状況だということでございます。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

13番（清水 治君） 今、苦情の状況とかをお聞きしたんですけど、なかなかそういった廃屋等に関しても、どうしても個人の財産になりますので、なかなか近所の方が苦情を言いにくいとか、そういったものもあると思うんですよね。その中で建築基準法の第10条に保安上危険な建築物等に対する措置が規定されているんですけども、これはなかなか判断基準が曖昧で、適用例はほとんどないというふうに聞いておりますけれども、市はそういった空き家、特に使える空き家は別として、廃屋ですね、この対策はどのように今後対応されていくのかお聞きしたいというふうに思います。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 議員御指摘の建築基準法第10条による保安上危険な建築物等ということでありまして、御指摘をいただきましたので、その法律を調べてみました。

調べたところ、この法律によって除去できる建物は、建築基準法の施行令があるわけですが、その施行令の第14条に具体的な除去できる建物について規定しております。これを調べてみますと、5階以上の建物で、かつ延べ面積が1,000平方メートルを超える建築物ということで、さらにこの建築物というのはどういった建物かといいますと、事務所その他これに類する用途に供する建築物となっておりまして、非常に限定的な建物しかこの法律が適用できないということがわかりました。

したがって、今御指摘のその建築基準法による、いわゆる撤去命令に相当するような措置は、現在の市の状況においては本当に限られた建物になりますので、現実的にはないということで考えております。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

13番（清水 治君） 少しネットなんかで調べますと、他の自治体の中には空き家等の適正

な管理に関する条例を制定して対応を行っているところもあると聞いていますが、瑞穂市においてもそのような条例を制定して対応していくというような考えはありますか。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 先ほどおっしゃった建築基準法が無理だということで、インターネット等調べてみました。また日経グローバルが出ておるわけですが、それにも特集記事で出ておりまして、そういったこともいろいろちょっと検討をしてみたところなんですが、全国の自治体の中では、先ほど言われましたように条例をつくって規制を加えているところもあるようでございます。先ほどおっしゃったように、建物とはいえ私権、いわゆる財産の権利が及ぶものでございますので、それを撤去しようとするすると、それなりの根拠とか判断基準が必要になってくるわけでございます。

そういったことで、市のほうでどういう条例をつくったらいいかということになるわけでございますが、他市の条例を検討してみますと、3パターンぐらいが想定されるわけですね。1つが公共事業型、これは景観阻害要因を除去する目的での公共事業を活用する範疇で条例を制定するものと。あと2点目が補助金型です。これは廃屋等の撤去への補助金を交付することによって、いわゆる所有者に対する支援を行いながら廃屋を撤去していくという考え方。あともう1つは公権力型、これは公益実現のために除去命令を行政代執行による廃屋等の除去を強制的に行うということで、強い権限を持たせた条例をつくっている。この3つのパターンがあるかと思えます。

そういったことがわかってきましたので、瑞穂市において果たして条例を制定するとなると、こういった形で条例をするかということを検討はしてみる余地はあると思えます。ちなみに条例をつくらうとする場合、必要になってくる判断というのは、条例は当然法的効果が生じるわけございまして、これは政策に基づいて条例を制定するわけでございますが、その達成基準に関する評価、判断、基準を考える場合、一般的に合理的な判断の中で限界値基準、これはこれ以上の水準に陥ることは絶対避けなければならないという最低限の目標値を定めるもの。それから、あとは充足値基準、これは政策目標がこの水準まで達成できれば一応よしとする当面の目標を定めるのを目的としております。そして、あと期待値基準、できることなら到達したい想定目標を定めまして、それにその基準をクリアできるような条例をつくるというような形になるわけでございますけれども、今市内に現存する廃屋がどの程度か把握も十分し切れていない状況で、こういった形で条例をつくっていくのかということが一つの課題になるかと思えます。

それで、先ほどおっしゃった2008年の総務省の住宅土地統計調査によりますと、県単位で15の空き家率の高い県があるわけですが、その中には幸いにも岐阜県は入っておりませんし、瑞穂市においても比較的人口も増加しつつある状況で、空き家、確かにアパート等、古

い建物も見られますけれども、廃屋に至るような状況ではない建物が多い中で、やっぱりどういう形の条例にするかということ行政内部で検討を加える必要があるというふうには認識しておりますので、今ここでどういう条例をつくるかということについては、ちょっと言及しがたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

13番（清水 治君） 私もその条例のほうは少し調べさせていただいた中で、条例を制定している市とかそういった地域では、観光地とかそういった関係とか、景観のあれを損なうとか、そういったものが昔は多かったようなことも書いてありましたけど、最近はそういった廃屋が犯罪とか、また火災、そして台風とかああいうときに危険だとか、そういった防犯の面からも皆さん検討されているというようなことも書いてあったのも事実です。

そういった危険な廃屋の解体を、先ほども言ったように個人の財産ですので、幾ら壊れかけでも一応個人の財産を条例をつくって撤去するということだと、なかなか難しいなと思います。でも、中には補助金、先ほども言われましたけれども、そういった補助金の交付要綱を決めて、そして補助金を出しながら撤去しているというところもあるというふうに聞いていますけれども、そういったものも含めて、どうしても瑞穂市というのは、先ほども言いましたけれども、土地の開発で新しい家がどんどんふえていくという意識が強いもんですから、昔から建っている家、私たちの地域でいえば呂久とか、あと中宮のほうとか、要はなかなか新しい家が建たないところですね。ましてやお子さんとかが遠くへ行かれちゃって独居になってみえるとか、そういうところも今あると聞いています。もしそういう方がお亡くなりになって財産管理ができないと、息子さんはもう帰ってこないというようなものが、これからはまだまだふえていくんじゃないかなというふうに思います。

その中でも、やっぱりこういった今から考えていくのも大切じゃないかなというふうに私は思いますけれども、特に市街化が瑞穂市はたくさんありますので、なかなかそういうことを皆さん気がつかないと思うんですけれども、やっぱり市内を回ってみますと、結構壊れかけの家とかそういったものがありますので、ぜひ調査をしていただいて検討していただきたいなというふうに思います。

それを要望しまして、次の質問に移りたいと思います。

次は、今後のごみ処理とリサイクルセンターについて質問をいたします。

平成23年8月1日より、粗大ごみの有料化が始まり1年がたちました。第1次総合計画後期基本計画の廃棄物処理とリサイクルの中で、前期の取り組みと成果ということでレジ袋有料化と粗大ごみの処理料金の有料化により、地域社会全体として循環型社会の構築を目指し、ごみの排出抑制に取り組むという意識が市民個々に芽生え、結果的にごみの排出抑制につなげるこ

とができましたと明記してあります。現状、可燃ごみ以外はごみの処理料も処分の経費も多少ではありますが減少傾向にあると思います。

現在、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみは、居倉の巢南集積所と美来の森にて分別や保管をした後に、それぞれ業者の中間処理場にて資源化が実施されていますが、今後のごみ処理の方法では、このごみ処理基本計画においてリサイクルセンターの建設を検討し、この中間処理をセンターで行うとなっていますが、このリサイクルセンターを建設した後のごみ処理に係る経費の積算を行い、現状のごみ処理に係る経費と比較検討されていますか。それをお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 清水議員の御質問にお答えいたします。

議員の指摘もございましたとおり、まずごみ処理における現状をお話しさせていただきます。

まず可燃ごみについてですが、これは毎月約1,000トン、1年で約1万2,000トンを西濃環境整備組合のほうで焼却、埋め立て処分をしております。また、粗大ごみについては有料化から約1年が過ぎまして、有料化前の水準にやや戻りつつある現状です。

具体的に申し上げますと、粗大ごみの各年度別の月平均搬出量を種別で見まして、廃プラは平成22年度の月平均37.98トン、23年度の有料化まで（7月まで）の搬出量は67.1トン、有料化以後（8月以降）のここの3月までの月平均が13.39トン、それから今年度4月から7月までの間で16.9トン、それから木くずのほうは22年度は42.21トン、それから7月までが85.31トン、それから8月からここの3月までが10.36トン、24年度の4月以降7月までが15.81トン、それから金属に関しましては、22年度が28.97トン、有料化までが49.3トン、有料化後の23年度が10.08トン、24年度の月平均が12.38トンとなっております。

特に今申したとおり24年度4月から7月の月平均は、有料化前の平成22年度の月平均に比べて2分の1から3分の1ほどとなっております。ただしこの傾向、つまり有料化で落ち込んで、それがリバウンドで増加するという傾向ですが、いつまで続くか見通せない状況でございます。

そこで、総合計画やごみの処理基本計画にもありますリサイクルセンターの整備についてですが、かねてより申し上げておりますとおり、どんな規模にするのか、どのように運営していくのかなど、現在具体的な検討に入る前のデータ収集を行っている段階でございます。中でもごみの搬出量とそれに係る経費が大きな問題であり、リサイクルセンターを整備する際のキーポイントとなってまいります。このうち搬出量については、先ほどのとおり、これからの予測が重要となってきます。

また処理経費については、現在処理の多くを県外で行っているものを、少なくとも県内、西環のことでございますが、県内のところで処理して経費を抑えられないか検討を行っております。そして、これらの検討、結果とあわせて来年度に見直しを予定しております。一般廃棄物、

きのうの棚橋議員の御質問にもございましたんですが、一般廃棄物処理基本計画の中でリサイクルセンターの整備の方針、また施設の位置づけなど、具体的な姿をあらわしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

13番（清水 治君） 前回、3月議会のときに、このリサイクルセンター建設についての計画スケジュールということで質問をさせていただきましたけど、平成24年度にデータ収集、分析をし、平成25年度のごみ処理基本計画の見直し時に市民各位の御意見を聞きながら検討するという答弁でしたが、あれから大体半年がたちましたが、ある程度のデータ収集と分析はされていると思いますが、その結果次第でこの25年の基本計画の見直し時にリサイクルセンター以外の方法を検討するということもあり得るのかどうかということをお聞きしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） リサイクル施設に関しまして、近隣市町のリサイクルセンターの建設費等、それから類似団体の施設のものは、一応はとっておりまして、大抵が1トン当たり1億円から1億2,000万円の建設費がかかっているというデータも一応は入手しておりますが、質問の中でリサイクルセンター、前の質問のときにも申し上げておったとおりなんですけど、県外で処理をしているということで、量を減らすための破碎施設ということも前の質問のときでもお答えしておったと思うんですが、それを破碎委託とか、それにかわりまして資源物の集積場プラス破碎委託という方法等も来年度の見直しの計画の中で検討していきたいと思っております。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

13番（清水 治君） リサイクルセンターのもともとの計画の中には、この基本計画を見ますと、中間処理、要は破碎とかそういう部分も含めてそこで行うというようなあれになっていましたけど、計画の見直しの中では、その破碎等はよそに委託するとか、そういうこともあり得るということですか。

議長（藤橋礼治君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） それも委託の視野に入れていると思っております。コスト等も考えるということでございます。

〔13番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 清水治君。

13番（清水 治君） 第1次総合計画の後期基本計画の廃棄物処理とリサイクルの基本方針でも、公営的な視点による廃棄物の適正処理を進めるほか、限りある資源を有効に活用した循

環型社会の実現を目指し、資源の再使用、再資源化に対する市民の意識啓発を図るとともに、行政と地域社会が一体となったりサイクル活動を進めますというふうに明記されています。

ですから、そのためにもぜひこのリサイクルセンターの建設を早期に実現していただくことをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、清水治君の発言は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。

10時55分から再開をいたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時00分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

14番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） 議席番号14番 広瀬武雄でございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、通告どおり質問をさせていただきます。

その内容につきましては、1番目が財政について、2番目が国民健康保険給付費抑制策について、3番目がいじめ緊急調査の結果と、いじめ防止に関する条例の制定について、4番目が名古屋紡績跡地のその後の進捗状況についてでございます。

以下は質問席より詳細にわたりまして質問をさせていただきますが、ちょっと本日マイクの調子が悪いようでございまして、なかなか声が聞きづらい点は前もってお許しをいただきたいと、このように思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、第1番目の財政について質問をさせていただきます。

既に2日間にわたりまして、皆様方が克明に財政、あるいは23年度決算につきまして御質問をされまして、るる答弁も頂戴いたしましておりますので、なるべく簡潔に、かつ簡単にさせていただきますたいと。

23年度決算が当然中心でございますが、23年度決算の諸資料から判断いたしますと、おおむね堅実な財政運営が維持されたとの理解を私自身もしております。市長も本議会の所信表明の中で、実質収支は全て黒字であり、堅実な財政運営が維持できてきたという御発言をされておられます。

そこで企画財政部長にお尋ねをいたします。

財政の担当部長として、そうであったとしても、さらなる詳細な数字をもとに23年度決算をどのように評価しているか。特に財政健全化判断比率の指標も含めて御答弁を求めます。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 広瀬武雄議員の財政の質問にお答えをいたします。

平成23年度の一般会計決算については、実質収支額が7億8,874万円の黒字、単年度収支が3億994万円の赤字となるものの、実質単年度収支は1億9,775万7,000円の黒字であり、市の一般財源の規模を示す標準財政規模は、前年度対比1.8%増の103億1,122万となり、財政構造の弾力化を示す経常収支比率は、前年度より1.9ポイント減の82.4%、財政力指数（3カ年平均）につきましては、前年度対比0.03ポイント減の0.8となりました。

このほかにも議員御指摘の財政健全化判断比率の4指標につきましては、実質赤字比率が前年度対比3.2ポイント増のマイナス7.66ポイントとなり、連結実質赤字比率が前年度対比3.48ポイント増のマイナスの24.46、実質公債費比率が前年度対比0.5ポイント減の3.7、将来負担比率が前年度対比16.4ポイント減のマイナスの88.3であり、これらを総合的に勘案いたしますと、広瀬議員の御指摘のとおり、堅実な財政運営ができたものと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

る御説明いただいた中には、経常収支比率あるいは財政比率等々、いろんな経常収支比率という専門的な用語が出てまいりますが、昨日も経常収支比率につきましては質問が済んでおるようでございますので、あえて財政力指数を取り上げまして御質問をさせていただきます。

ただいま御答弁のように、その指数は3年平均で前年比0.03ポイント減の0.80となったと御報告いただきました。諸資料にもそのような記載がなされております。そこで、それら財政力指数は、いわゆる基準財政需要額と基準財政収入額の関係をもって算出されることは御存じのとおりだと思いますが、当然のことながら分母の需要額が減り、分子の財政収入額が増加すると仮定すれば、数値は好転するということは言うまでもございません。

本市の財政力指数は決して悪いほうではございません。特に県内におきましては上位のクラスに入っているものの、しかしながら3年前、5年前と比較すると年々悪化してきていると、いわゆる下降線をたどっていると。ちなみに平成19年は0.906、次は0.881、0.854、0.826、0.803、0.078というように、この間にわたりまして0.103の減少傾向でございます。

このような減少傾向を捉えまして質問いたしますが、これらの傾向は将来に不安はないかどうか、その辺のところをもう一度部長に御答弁を願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 御質問の財政力指数でございますが、広瀬議員の御指摘のとおり、平成19年度をピークに年々数値が下がってきております。この指数は財政運営をはかる指標になるものですが、あくまでも地方交付税制度における財源配分の目的として算出されたもので

もあります。

財政力指数とは、地方交付税算定において基準財政収入額を基準財政需要額で割り算して求めた数値の過去3年間の平均値を言います。この計算において1.0を超えると不交付団体に、ゼロに近づくほど財政力が弱いことになり、その団体は交付税がふえることになります。

瑞穂市の要因としましては、税金等の歳入の増収見込みが少なくなっているということで、基準財政収入額に対して義務的経費などの増加、基礎的自治体としてやるべき事業がふえてきたことによる基準財政需要額に加算されたことがございます。平成24年度、県内市町村における財政力指数の平均は0.58であり、当市は6番目と上位になっております。

御質問の今後の動向につきましては、算定がえ期間が終わり、一本算定に完全移行する平成31年には約7億の交付税が減収という予定ですが、財政力指数については、既に一本化で算定されているため大幅な減少とはならず、今後も引き続き0.7から0.8の間で推移していくものと考えております。以上で答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

ただいまの御答弁の中にもありますように、確かにこの数値は地方交付税制度における財源配分の目的として算出されるものでございますが、いわゆるその目的だけでなく、同指数が標準的な行政サービスの提供に必要な経費を地方税金などで賄える割合で自治体財政の豊かさを示す指標の一つであるという認識を我々もさらに深く認識する必要があるかと思えます。

県内では同指数が1以上の自治体は全くございません。1以上ですとただいまの発言のように交付税はなくなります。不交付団体として非常に優秀な自治体として交付税が支払われないということで、この辺がまた痛しかゆしの問題もありますが、最も高く豊かさを示しておりますのは、近隣では岐南町の0.93、次いで大垣市の0.89、各務原が0.87となっております。

先ほど申しました分母である基準財政需要額が、非常にその算出方法は複雑でございまして、例えば瑞穂市の人口とか道路の長さとか、消防署に占める人口とか、公園の面積とか、小学校・中学校の学校数、あるいは学級数、児童数、生活保護費など、あらゆる分野にわたって、この現状に置かれた瑞穂市の現状を一覧の中に埋め込みまして、その決められた作業表の中で算出していくものでございまして、大変な作業であると同時に、この分母は極端なことがない限り減ることはほとんどない。増加傾向になることは間違いないと考えられるところでございます。

となれば、分子の部分の基準財政収入額を増加させ、この数値を上げることしか手法はないと。これは実質収入額を計上するのではなく、収入見込み額を計上するということになっておりますので、その辺のところは当然のことながら収入がふえる要素がないと見込み額もふえな

いということでございます。

そこで財政部長にお尋ねいたしますが、そろそろ来年度の予算編成の時期が近づいてきております。ヒアリング等々もこれから始まるかと思いますが、これから編成していかれる中で財政力指数が上がるような手だて、あるいは考え方があるのであれば、具体的にそのことを御答弁いただければありがたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 広瀬議員におかれましては、本当によく財政力指数を初め、さまざまなことをよく御理解されております。財政力指数等の向上のために何か施策があるのかという御質問でございますが、簡単に第一に考えますところによりますと、歳入であります税収を伸ばせばいいことになるわけですが、それは見込みが少ないというようなことで、歳出についてですが、先ほどの御指摘のとおり、瑞穂市における予算編成は部署ごとへの枠配分予算を採用しております。枠配分予算で大切なことは、各部署において事業の目標を立て、その目標の状況の評価する事業評価が必要になります。その事業の妥当性、有効性、効率性などの評価を行い、効果があったということの測定を行いながら、その成果によって予算の増減することを考えております。

これが直接財政力指数の向上につながるとは言いかねますが、このような状況で取り組んでまいりたいと考えております。この事業評価の結果につきましても、議会の皆さん、市民の皆様に公表できるものにつきましては情報提供できないかというふうに考えております。以上ですが、答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

ぜひともひとつ、今年度は既に稼働しておりますので、来年度予算編成時には、この辺の財政力指数を頭に置きながら、あるいは先ほど申しました経常収支比率等のそういう比率も頭に置きながら、どういうでき上がりになるであろうという想定のもとに、予算編成に取り組んでいただくことを念願するところでございます。

次に関連でございますが、既に皆様方御存じとおり、国会の現状はいろいろ報道でされているとおりでございますけれども、この国会の都合によりまして9月4日、地方交付税の支払いが先送りされたことは御承知のとおりかと思えます。

その辺は私の質問通告が既に6日ございましたので、それ以後の変化もあろうかとは思いますが、その先送りされた問題で財政上当市に与える影響についてお伺いをいたしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） ただいまの交付税の先送りにつきましては、地方交付税は年4回に分割して歳入されます。9月の支払い分が国会の特例公債法案の先送りとなったため新聞報道がなされましたが、その対象となったのは都道府県分の交付税でございます。都道府県分につきましては9月から11月の分割交付となりました。市町村につきましては、この執行抑制策の対象外となりまして、これにより市町村分は9月7日に決定し、10日に交付されました。当市におきましては、9月分を5億7,290万7,000円の交付があったことを御報告させていただきます。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） これからの国会の状況によって、さらに11月交付分が同様な金額くらい推測されるわけですが、その辺の考え方は国会次第ということかもわかりませんが、現状の中でどのようにお考えか御答弁願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） ただいまの御質問につきましても広瀬議員の御指摘のとおり、11月の支払いにつきましては国の財政状況が関係しており、特例公債法案の成立にすることによりますが、成立しない場合には国の財源が枯渇になるおそれから、10月中にも執行抑制が考えられるとしております。

瑞穂市においては、現時点、国の予算の執行抑制が市政に与える影響はございませんが、経済全体には好ましくないことであることには違いございませんので、これをもって答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

それでは、財政については時間の都合上この辺で終わりたいと思います。

次に、国民健康保険給付費抑制策について質問をさせていただきます。

既に御存じのとおり、前期の決算におきましてはるる詳しい数字が出ておりますけれども、大変保険給付費が増加しております。この給付費、今までの質問は保険料を安くできないかというような質問が頻繁に行われておりましたが、私は給付費を抑えることができないのかという観点に立って質問をさせていただきたいと思います。

この件につきましては、23年2月の県議会の定例会におきましても既に質問が出ておまして、いわゆる県の福祉部の次長がそれらに詳しくお答えしております。当市におきましても相当な給付費が増加していることは先ほど申し上げたとおりでございますが、高齢化の進行によりまして社会保障関係経費の増加が見込まれる中、医療費の節減は特に重要な課題ございま

す。

国では、一つの方策として総医療費の約2割を占める薬剤費の軽減のために後発医薬品の使用、通称ジェネリックという言い方をしておりますが、この使用の普及を図ろうとしておりまして、新薬の特許が切れた医薬品を他の医薬品メーカーが生産して販売するものでございまして、先発医薬品、いわゆる新薬の20%から70%程度、その安さが最大の特徴とされております。

したがって、海外におきましてもアメリカやドイツ、この辺におきましても後発医薬品の数量は約60%を超えと言われております。欧米でも医療費の節減に成果が上がっているとされておきまして、WHO（世界保健機構）でも後発医薬品の利用を推奨するなど、今では世界的な潮流となっております。

そこで市民部長にお尋ねいたしたいと思いますが、過去、県のほうからも通達が来ておるはずでございます。特に22年10月4日には厚生労働省の健康保険課長から都道府県宛てに後発医薬品の普及促進に係る指導啓発について、それからそれを捉えまして岐阜県の健康福祉部が各市町村に対して後発医薬品の普及促進についてという通達を出しているはずでございます。この辺の通達を踏まえまして、本市としてはどのような対応で現在臨んでおられるのか、その辺の御答弁をお願いいたしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部兼巢南庁舎管理部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 広瀬武雄議員の御質問でございますが、どのような対応をといます御質問でございます。

今までの対応といたしまして、7月に納付書の発送をいたしておりますが、こちらの納付書の発送時にお知らせといたしまして医療費の増加と適正な受診についての啓発と、また特定健診やすこやか健診、人間ドックなど、こういった事前の健康管理というものによりまして、生活習慣病の予防と医療費の適正化に努力をしてきたところでございます。

具体的には医師会の協力のもと、待合室での啓発ポスターの掲示、自治会掲示板へのポスター掲示や受診を勧める案内の回覧などをしております。また、受診率が上がらない40歳から50歳代の方への健診の再勧奨の案内はがきを送付したりしております。また、保健センター住民健診での掲示など、市内諸施設でのポスター掲示などを実施してまいりました。また、10月には保険証の一斉更新の案内をさせていただくんですが、この一斉更新のときにも、手のひらサイズの小さ目のものでございますが、パンフレットを同封して、この中でも後発医薬品への活用の紹介をしてきておるところでございます。

また、先ほど議員から御紹介いただきました岐阜県健康福祉部地域福祉国保課長からは、23年11月29日付で後発医薬品の普及促進についてということで、24年度、今年度からそれぞれ普及促進についての事業を実施していただけるようという啓発の文書をいただいております。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） ただいまの御答弁によりますと、いろいろな形で啓発はいただいているようでございますが、近隣他市町でどこがやっているかなということで調べてみますと、20カ市町村ぐらいが対応しているということがわかりました。特に近隣では、当然岐阜市、大垣市もしておりますし、先日、私は安八郡神戸町の庁舎を訪問いたしまして、担当者と面談してまいりました。そうしましたところ、この4月から後発医薬品に切りかえた場合の薬代はどのくらい得になるかというがきを各被保険者に発送しております。これは当然のことながら、そういうシステムが完了したということで、国保総合システムが稼働したことに伴い、システムにより後発医薬品利用差額通知の発送が可能になったということの通達における先発の通知でございます。

例えば、ここに掲載されておりますのを見ますと、あるお薬が自己負担は775円のもの、あなたはこれを後発医薬品に変えれば394円になりますよとか、あるいは、ある薬は自己負担235円であったものが167円になりますよというような通知を出して啓発していると。こういうことでございます。

当然、神戸町は安八郡でございますので、安八郡3町が足並みをそろえて課長会議を開いて対応したという報告を受けました。それを瑞穂市に当てはめると、瑞穂市は北方町、本巣市と一緒に本巣郡医師会とか、あるいは薬剤師会ともども協議を重ねて推進する項目かなあという感触を得て帰ってきたわけでございますが、さらにいろいろ資料を調べておりましたら、岐阜県後期高齢者医療広域連合が既にとっくにやっているということですね。ここにもそういう啓発のパンフレットがございます。後期高齢者医療制度の御案内とともに、後半に保険料の支払いが難しい場合とかいろいろ載っておりますが、その中に別途、いわゆるこういうパンフレットを添えまして後発医薬品を利用しましょうということで、後発医薬品の効き目とか安全性、あるいはその下のほうには切り取り線を設けまして、医者とか薬剤師の先生へ変更可能であれば後発医薬品でお願いしますという依頼書も印刷されたものが既に配付されていると、あるいは既に実行されているということで、この辺のところは県の医師会も了解しているそうでございますので、ぜひとも本巣郡の医師会を初めとする薬剤師会も含めた御協議をまずもっていただく必要があるかと思いますが、その辺の御答弁をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巣南庁舎管理部長（高田 薫君） 本巣医師会並びにもとす薬剤師会、そちらへの協議ということは議員御指摘のとおりでございますので、今後、後発医薬品への普及促進をかねて、また協議を進めてまいりたいというふうを考えております。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） ただいま私が岐阜県後期高齢者医療広域連合の話をしたんですが、たまたま市長にはこの広域連合のほうにもいつも会議に御参加いただいておりますし、先ほど申しました本巣郡の広域連合の連合長であります、この辺のところの働きかけとか、そういう点についてのお考えがありましたら御答弁をいただけないかと思えます。

議長（藤橋礼治君） 市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） ただいま広瀬議員のほうから国保の関係におきまして、医療費というか、療養給付費の抑制のことで、薬の問題につきまして御質問をいただきました。

いわゆる後発医薬品、ジェネリックと言われるあれでございます。後発と先発があるわけでございますが、後発といいますのは、既に特許が切れたもの、効き目は先発と変わらない。特許が切れておりますので安く手に入るわけでございます。だからその後発を利用したら給付費が下がるんじゃないか、それを大々的にPRして抑制をするべきではないか、こういう御質問をいただいております。

本当に今のあれを得た御質問でございます、今担当の部長のほうからお答えをさせていただきましたが、このことにおきましては、本巣広域連合、介護保険の関係のそういう中におきましてもあれでございますし、広域連合の中でもしっかりと課題として取り上げさせていただきました。少しでもいろんな意味で、この国保だけではございません。いろんな意味で医療費の抑制に関係してまいりますので、ぜひとも大いにアピールをしたい、このように思っておりますので、よろしく願いを申し上げまして答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

早々に広域連合のほうでも前向きに検討いただくという御答弁かと思われ。ちなみに最近の新聞によりますと、この後発医薬品で名古屋市が切りかえを特に推奨しておるという記事が載っております。規模は全く違いますが、3億円の節約ができたという試算が新聞に掲示をされておりました。

ぜひとも保険の給付費の抑制のためには、これだけではなく、いろいろな観点からの抑制策があるかと思えますけれども、とりあえずはこのジェネリックの薬について重点的にその対策を練っていただくことが一つの大きな影響が出てこようかと思えます。

さらにジェネリック製薬協会の資料によりますと、もう既に国は30%の目標を掲げているけれども、現在、最新の情報によりますと25.3%、金額ベースで10.3%が、全体の25.3の数量と金額の10.3が、いわゆるジェネリックの後発医薬品に切りかわっているというデータが確認さ

れております。

今後ますます医師会、薬剤師会と協議の上、あるいは他市町、あるいは広域連合の北方町、本巢市とも協議の上に、先ほど私が示しました神戸町のような、あるいは県のほうで行っていただいておりますような対応を早速行っていただくことによってその影響が早く出てくるのではないかと思いますので、もう一度その辺のところを部長に御答弁を願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 今、名古屋市等の試算における数字を御紹介いただいたところなのですが、実は瑞穂市においての試算といいますが、そういうものにつきましては、国保連合会のシステムが稼働いたしましたことによって、今年度4月以降、そういった試算ができるようになっております。広瀬武雄議員の質問に数字的な答えができる体制がグッドタイミングでできたわけですが、それをちょっと御紹介申し上げますと、瑞穂市においては、4月診療分の給付費が2億7,200万円ございますが、その中で調剤分が3,550万円、13%の部分が調剤費でございます。このうち既に407万円相当、約11%がジェネリック後発医薬品で使用されておるといことでございます。さらに、1,086万円、約31%の薬についても代替可能な先発品、ジェネリックで対応ができる薬が出ております。

こうしたことから、後発医薬品を使用した場合、最大の効果というところを単純に見てみますと、4月診療分の数値ではございますが、約600万円の減額、17%の減額が可能と。これを単純に年間12倍いたしますと7,000万円ほどの減額数字が出てくるということでございます。あくまで単純計算ですので、この数字がそのままということではございませんが、そういった効果があるということは数字上でわかるようになってまいりました。

また、今後への取り組みということでございますが、後発医薬品ジェネリックに対しまして被保険者の皆さん方にはまだまだ十分理解するには至っておらないというふうに考えておりますので、引き続き啓発を進めてまいりたいと思います。また、議員御紹介の後発医薬品の希望カードや差額通知の発送など、これらの手法につきましても検討してまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、後発医薬品に関する知識の一層の皆様への浸透を図るとともに、一人一人が医療費について今よりも関心を持っていただけるよう啓発を推進してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） どうもありがとうございました。

どんどん推進していくという御答弁ではなかったかなと、このように考えております。ぜひひとつやれることは早期に御実行いただくことをお願い申し上げまして、この項目の質問は終了とさせていただきます。

次に、大変世間を騒がせておりますいじめの問題に入りたいと思います。

最近是中国、韓国の領土問題でマスコミが占領されておまして、その奥底にいじめ問題が隠れたような結果になっておりますが、依然としてこの問題は重要な問題でございます。

その件につきまして、若干私の考え方を述べますと、やはりいろいろな観点からいじめなんてものはあってはならないわけでございます。しかしながら、今日、非常に物質的には豊かな生活の中で、心の荒廃やいじめ等の問題が学校のみならず、家庭とか地域社会などあらゆる生活環境において憂慮される時代となっております。

このいじめ等は、基本的人権を侵す行為でございまして、この問題の背景には、やはり家庭とか学校とか、場合によっては企業、地域社会など、それぞれの要因が複雑に絡み合った根深いものが存在していると。根本的な問題解決のためには、これら全ての関係者の協力が必要になってこようかと考えるところでございます。

特に子供の心や体に深刻な被害をもたらすいじめは、子供の権利を侵害するものでございまして、このようないじめを防止し、次代を担う子供が健やかに成長することができる環境を実現することは、我々も含めた社会全体で取り組むべく重要な課題ではないかと考えております。

そこで、教育長に質問をいたしますが、これほど大津の問題をきっかけとして騒がれ出したいじめの問題につきまして、文科省が指示いたしましたいじめ緊急調査が、この8月、先月末までになされたはずでございますが、教育事務所に提出されているやに伺っておりますが、その結果はどのようであったのか。あるいはその結果を踏まえて、あるいは大津市の事件を受けて、本市としてはこれらいじめの問題にどのように対処していこうというお考えなのか、県内における可児市、あるいは兵庫県における小野市などの、いわゆるいじめ防止条例が制定されたことについても含めて、その所信を伺えればありがたいと思います。お願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） いじめの問題が今大変話題になっておりますが、議員が今紹介していただいた文部科学省の調査でございます。これは8月1日付で文部科学省から依頼がありました。「いじめの問題に関する児童・生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取り組み状況に係る緊急調査」という題名でございます。いじめの早期発見、早期解消につなげるよう、緊急に各学校におけるいじめの認知件数等を把握するために行われたものでございます。

調査内容といたしまして、1つは、学校及び教育委員会におけるいじめの問題への取り組み状況という調査、2つ目に、学校における児童・生徒の状況の把握、把握の方法、いじめの認知件数という調査でございます。

調査結果から見えてくるものは、瑞穂市の実態といたしまして、どの学校も点検項目をもとに定期的の実態把握に努め、適切な対応に努め、それらを教育委員会に報告しているということです。いじめは人間として絶対に許されないという意識で、どの学校でも、どの子にも起こ

り得るといった認識に立って指導を行っております。

具体的には、実態把握のため、児童・生徒へのアンケート、全ての学校が年間2回、3回と行っております。また個別の教育相談、いじめを認知した後、複数の教師による相談や指導等を実施して対応しております。瑞穂市内の小・中学校の平成24年度第1学期のいじめの実態といたしまして上がってきた報告件数は、小学校5件、中学校11件が報告されています。これらの多くが、本人、保護者からの学級担任への相談がいじめ発見のきっかけとなっています。

このことから、担任の果たす役割は大きいものがあります。また、担任以外の教員が発見することもきっかけとなっており、学校における組織的な対応が重要であることが見えてまいります。よって、学校では教師力を高めるための研修等も位置づけながら、より一人一人の教員がアンテナを高くできるように努めております。

このいじめの問題に関する調査といたしまして、今回の緊急調査だけではなく、年3回の岐阜県教育委員会による調査、それから毎月の問題行動件数調査、瑞穂市小・中学校管理規則による事案発生後の問題行動報告を指示しております。

また各学校においては、先ほど述べました児童・生徒へのアンケート調査ですが、心のアンケート、また個別の教育相談、日々の生活ノートや気になる子への声かけ等、早期発見、早期対応はもとより、未然防止にも努めようとしております。今後もいじめられた側がいじめと感じればいじめと判断し、いじめの兆候を見逃すことがないよう指導に努めていきたいと考えております。実際、その対応についての調査ということでございました。

続いて2つ目の、いじめ防止に関する条例の制定ということでございますが、議員に紹介していただいたように岐阜県可児市、兵庫県小野市のいじめに関する防止条例は、一般市民や行政も巻き込んでいじめの防止に当たろうとされている内容でございます。

小野市は古くから人権問題が市の課題とされ、いじめ防止条例は平成20年に施行されています。いじめ担当課が設けられ、DVや高齢者、一般市民の人権問題にも関与していると聞いております。可児市にもしばらく前に大きないじめ事件が起こっており、人権問題やいじめ問題は市の大きな課題として捉えられて、市長部局に担当部署が設けられるということを聞いております。条例に伴ってそれが機能するための組織も必要となっております。

現在、教育委員会と各学校で行っておりますいじめに関する早期発見、早期対応、未然防止の取り組みを踏まえ、今後、そういった条例の必要について御意見をいただく中で検討をさせていただきたいと思っております。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） どうもありがとうございました。

それなりに瑞穂市の教育委員会はいじめの対応を、十分とは言えないかもしれないけれども、

十分に近い状況で行われておるといふふうに認識させていただきました。

ここで先ほど来出ております条例の話でございますが、その条例は、今教育長がお話しされましたように、単なる教育委員会のみならず、市長部局も入れて条例が制定されているのが、これらいわゆる最近条例を制定された市の現状かと思えます。

この辺の部分につきまして、担当の市長部局はどなたになるかわかりませんが、市長部局としてはどのようにお考えなのか。こういう可児市とか小野市か知りませんが、この辺がやっていることとの比較の中で、現在瑞穂市は教育委員会のみにならせていただいているのが現状ではないかと思えます。

今後はどのように変化するかわかりませんが、市長部局もそれなりにかかわっていくという、必ずしも条例でなくても結構でございますが、その辺の意気込みといえますか考え方といえますか、その辺をひとつ御答弁いただけたらと思えます。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは広瀬議員の御質問にお答えをさせていただきます。

いじめ防止条例の制定の意思ということでございますが、ただいま教育長がお答えさせていただいたことが基本的なスタンスと考えております。いじめは誰しもなくさなきゃならないものと考えておるところでございますが、一向になくならない状況がございまして、考えれば、私たちが子供の時代にもいじめはありました。それが今でもあるわけで、ある意味人間が生きる限りいじめはなくなるんじゃないかもしれないという悲観的な思いさえするわけですが、しかし、いじめの形態がだんだん変わってきてまして、陰湿ないじめになりつつあり、また科学技術の発達によりまして、携帯やインターネットについてもいじめがあるというような状況があるわけですが、こういった実態があるのを議員御指摘のように条例を制定して抑止できないかという御趣旨だと思います。

要は、条例については先ほどの清水議員の御質問にもお答えをさせていただいた面もあるわけですが、いわゆる条例となりますと法律的效果があるわけですね。その法律的效果の中で、条例をつくることによって、いわゆる市民に対していじめを防止するという意識醸成をさせるとか、そういった効果も考えられるわけですが、可児市の例とか小野市の例も先ほど御指摘いただいたところございまして、それぞれその自治体の背景があって条例制定に至ったということでございます。

当市は、今そこまで差し迫った状況かということをお察しますと、先ほど教育長がおっしゃったように、まだそこまでには至っていない。けれども、いじめの条例をつくることによって、市民へのいじめに対する意識の啓蒙等ができれば、それはまた違った観点が生まれてくるわけでございます。

そういったことで、他市の例もいろいろあるわけでございますので、瑞穂市がどのような形

で条例をつくっていくか、いろいろ調べたところによりますと、DVとかあるいは人権とかいうことも絡み合わせながら条例を制定している団体もあるようでございます。そういったこともありますので、一度行政内部の中で瑞穂市の現状を踏まえて、どういう形がいいのかという検討をしてみたいと思います。その結果、条例をつくるとなれば、当然議会にお諮りすることになりますので、そういったことで御理解をいただきたいと思います。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） どうもありがとうございました。

いろいろな観点から御検討いただけるということでございます。当然のことながら、可児市と瑞穂市ではいじめの現状が違うということでございますし、可児市あたりは起きてから条例を制定する市長の力強い方針でこのようになったと伺っております。やっぱり先手管理でいじめを防止するには、やはり条例もひどいじめがあったから条例をつくるのではなくて、現状の中においても先手で何もかもをつくっていくという姿勢も大切なことではないかなと、かように感ずるところでございます。

さらに、最近はこの近隣の本巣市におきましても、あるいは各務原市におきましても、いじめ防止につきまして市議会で盛んに質問が出ておりますし、その中で執行部側からもいろんな形で答弁がされております。それらを見ますと、やはりまだまだ瑞穂市も考える余地がたくさんあるのではないかなということと、昨今大津市の問題を初めとして、国がやはりいじめ対策を主導するという考え方に変わってまいりまして、現在はまだ平野文科相はそのままでございますが、国は踏み込み不足の面があったという反省をしているようでございます。

したがいまして、いじめ対策費として来年度予算の概算要求で今年度費6割増の73億円を要求すると、こういう発言もいたしております。特に早期発見への相談員の増員等々含めまして、文科省の主ないじめ問題対策を羅列しておりますが、その一端を若干申し上げますならば、全国約200カ所に専門家チームを設置するとか、国に助言する専門家をいじめ問題アドバイザーとして委嘱するとか、元警察官など、非行に対する生徒指導推進協力員を25%増加するとか、未然防止策としては道徳授業の拡充、演劇の手法を使った対話力の向上の授業を実施するとか、あるいは教職員の研修を強化するとか、先ほど副市長からおっしゃいましたネットのいじめを監視する学校ネットパトロールの活動を強化するとか、いじめ相談ダイヤルの番号を周知徹底するとか、というような事細かな項目をもちまして、今後文科省が各県・市町村に指導していくということで73億円を、これが可決されるかどうかわかりませんが要求していこうという現状になっていることを申し添えておきまして、ぜひともひとつ子供たちにとって平和な学校生活が営まれるよう、そして思い出深い学校生活が過ごせますことをお願いいたしまして、この項目は終わらせていただきたいと思います。

最後になりましたが、通告どおりでいきますと、名古屋紡績跡地、その後の進捗状況でございますが、本日松野議員が既に相当詳しく質問をされましたので、大変重なる部分がございますので、全面的に割愛させていただくのが本意かも知れませんが、多少4分残っておりますので、その後のカーマを中心とする進出は御報告を受けておりますが、温泉とか、スーパーとか、あるいはスポーツクラブとか、さまざまな企業が進出するやに聞いておりました。その辺の具体的な名前はまだわからないにいたしましても、その進捗状況がわかる範囲内でお答えいただければと思います。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御指摘のとおり、カーマ以外については、いまだ不明な状況でございます。西側については、カーマの意向としてはショッピングセンターといいますより、食料品の販売店というのも考えております。その他については、電気店とか何かもございまして、まだ不明ということでございまして、御理解をお願いしたいと思います。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

14番（広瀬武雄君） もう1つ確認をさせていただきますが、穂積大橋から下りた大きな交差点があります。西へ下りたところですね。いわゆる別府地区へ入る交差点と穂積へ入る交差点ですね、お稲荷さんのあるところですね。あそこの北側の、いわゆる東角に草が生えておるところがございますが、聞くところによりますと6人ぐらいの地主がいらっしゃるということでございまして、これは市側がタッチする問題でないと言われればそれまでかも知れませんが、その名古屋紡績の企業進出に伴って、やはり交通の利便性、あるいはスムーズな車の誘導等を鑑みますと、あれをあのまま放置していくのかという疑問が市民から湧いております。ぜひとも、もし可能であればあの辺も含めて整備していただければ、非常にいいロケーションになるのではないかなと、このように思いますと同時に、もう1点追加いたしますと、昨今名古屋紡績への跡地の問題は消えたんじゃないかというような実はうわさが飛び交っております。先日も運動会の席上でそんな話もお聞きしたところでございますが、その辺も含めてもう一度御答弁願いたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 名古屋紡績の南の土地については、カーマも名古屋紡績もですが、購入の予定はございません。

それと、消えたという話でございますが、今のところカーマが計画を立てて事前協議を行っている段階ですし、アクセス道路についても、一部地権者の方に御了解を得るために用地の話をしている状況でございますので、用地交渉次第です。いろいろまだ課題もたくさんあるかと

と思いますが、カーマとしては進出の予定を崩しておりませんので、今のところ進めていきたい
というように考えております。以上でございます。

14番（広瀬武雄君） どうもありがとうございました。

これをもって私の質問は全て終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、広瀬武雄君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。

午後1時30分から再開をいたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時35分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 庄田昭人君。

5番（庄田昭人君） 休憩動議をお願いします。

議長（藤橋礼治君） それでは、今緊急動議が出ましたので暫時休憩をとります。

休憩 午後1時35分

再開 午後1時55分

議長（藤橋礼治君） 大変お待たせしました。

それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいま、5番 庄田昭人君から、くまがいさちこ君の発言に対しましての動議が提出されました。この動議は、会議規則第15条の規定により、発議者ほか1人以上の賛成者が必要でございます。

賛成者はありますか。

〔「賛成」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 賛成の声がありました。1名以上の賛成者がありましたので、成立いたします。

会議規則第20条の規定により採決をします。

本動議を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

議長（藤橋礼治君） 着席してください。

起立多数です。したがって、この動議を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに可決をされました。

追加日程第1 くまがいさちこ議員の不適切発言の訂正を求める動議

議長（藤橋礼治君） 地方自治法117条の規定により、くまがいさちこ君の退場を求めます。

〔2番 くまがいさちこ君 退場〕

議長（藤橋礼治君） 追加日程第1の動議を議題といたします。

5番 庄田昭人君の発言を許可します。

5番（庄田昭人君） 議席番号5番 庄田昭人です。

議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

第3回定例会本議会において、9月10日月曜日、議案第49号瑞穂市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、総括質疑の発言の中で、くまがいさちこ議員より障害者の方々に対して不適切な発言がありました。謝罪と訂正を求める動議を提出させていただきました。よろしくお願ひいたします。

発言中の総括質疑の中の部分ですが、「湯浅誠さんという方が、職業も家もない方を年越しテント村で、まあ、支援したわけなんですね。そうしたら、こういうことがわかったと。半数は障害者だと。精神障害者、発達障害者だと。そして、仕事もない、家もない、頼る身内もない。そして、まあ、障害者の場合は能力はないわけなんですね。生きていく、生活することと、仕事をするものの、そういう二重、三重、四重の問題を抱えているということがわかりまして」という部分について、障害者の方に不適切ではないかというふうに考えさせていただきました。

議長（藤橋礼治君） それでは、議事の都合によりまして暫時休憩をとります。

休憩 午後2時00分

再開 午後2時46分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

くまがいさちこ君より訂正文が提出されましたので、くまがいさちこ君の入場を許可します。

〔2番 くまがいさちこ君 入場・着席〕

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君に申し上げます。ただいまより、訂正文の説明を求めます。

くまがいさちこ君。

2番（くまがいさちこ君） 失礼いたします。

議席番号2番、改革のくまがいさちこです。

発言訂正申出書をお願いいたします。

9月10日の会議における下記の私の発言のうち、下記のとおり字句を訂正したいから議長の許可を得たく、会議規則第65条の規定により申し出します。

記。もとの文を読みます。「そして、障害者の場合は能力がないわけで。生きていく上で、

生活と仕事をするための。」を次のように訂正いたします。「このような、精神的障害、発達障害、また知的障害者の場合は、生きていく上で、そして生活と仕事をする上で公的な支援をより必要とするわけです。」、言葉足らずだったことを訂正して、おわびいたします。

21日の朝、訂正を申し入れましたがかないませんで、きょうになりましたことをおわびいたします。21日に朝に、既に訂正は申し入れてございました。失礼します。

議長（藤橋礼治君） くまがいさちこ君に申し上げます。退場を求めます。

〔2番 くまがいさちこ君 退場〕

議長（藤橋礼治君） それでは、お諮りをいたします。

くまがいさちこ君から9月10日の本会議におきましての発言について、会議規則第65条の規定により発言訂正の申出書の記載した部分を訂正したいとのことで申し出がありました。この発言訂正を許可することに御異議はございませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） 議席番号10番 松野でございます。

今、くまがいさんから訂正ということでお話がありましたんですが、最後のほうに、何か21日の朝、訂正を申し入れたというお話がされておりますけれども、訂正する場合は、この本会議場でそういった発言をせんと、多分取り入れてもらえないと思うんですよね。21日の朝、何か訂正を申し入れられたということですが、これ議長さんは御存じでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 今、松野藤四郎君からの発言がありまして、私は正式にはそういうお話は一切聞いておりませんし、またきのう、きょうお聞きしまして、そんなことがあったかと、そんなようなことで、余り私も議員の皆様のこういった場のあれは、自分の進行だけがどうしても主になりますので覚えておりません。ただ、私はこれと違った問題につきまして、早くおわびをせよと、そういったことをずうっときょうの午前までくまがいさちこ君ほか、一、二名の方にもお話しして、私は円満にいくように指示をしたのがあったのでございまして、私はそういったことは全く聞いておりませんので、21日は聞いておりません。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） そうしますと、議長さんは聞いてないということでもよろしいですね。

そうすると、どこへ申し入れられたんでしょうかね。誰か聞いているんですか。議会事務局ですか。

議長（藤橋礼治君） 今、松野藤四郎君から議長以外にそういった申し込みがあったかと、こんなふうな意見でございますが、もしほかの議員の方でもそういうことがあったということがございましたら、率直に挙手をしてお願いしたいと思います。

〔挙手する者なし〕

議長（藤橋礼治君） ないようでございますので……。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 松野藤四郎君。

10番（松野藤四郎君） じゃあ、先ほどのお話、くまがいさんが言われました最後の辺の言葉については、取り消しを願いたいというふうに思いますけれども。その申し入れたという話をね。それはちょっと先ほどの訂正申出書の内容とは関係ありませんので、要は。

議長（藤橋礼治君） きょうの今のおわびの……。

10番（松野藤四郎君） おわびの中で、最後のときに、21日の朝にそういったことについては訂正の申し入れをしたということをおっしゃったでしょう。そうすると、我々は誰も聞いておらんわけですね。どこへそういう話をされたのか確認もできませんが、そのことについては削減というのか、その言葉は削減してほしいというふうに思います。

議長（藤橋礼治君） 今、松野藤四郎君からお聞きのとおりでございますして、私も全くそのことは知りませんし、議員の方にもそういった話の相談はなかったと、こんなふうに思っておりますので、全くそのことはございません。

〔挙手する者あり〕

議長（藤橋礼治君） 堀武君。

8番（堀 武君） 議席番号8番 堀武。

今、松野議員が言われた最後のところですけども、誰かに言われたけれども取り上げてもらえなかったという発言がある以上は、取り消すのか取り消さないのかというより、本人が誰に言ったかということが重要だと思いますから、私は、くまがい議員が誰に話をして、それが正当な申し込みなのかどうか、本議会で云々を申し込んだのか、その点だけはしっかりして次に移っていただくのが正当だと私は思いますけれども、よろしくお願いします。

議長（藤橋礼治君） それでは、この件につきましては、暫時休憩をしなければ、これはどうにもわかりませんので、今ここでどうのこうのできませんので、議事の都合によりまして暫時休憩をとります。

休憩 午後2時57分

再開 午後3時59分

議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を始めます。

大変、執行部の方、また傍聴の方、お時間をかけましたことをおわび申し上げます。

先ほどの松野君、堀君の発言については、私とくまがい君との意見の違いが原因でございますして、正式な訂正申し入れではありませんでしたので、皆様方に報告をいたします。以上でございます。

それでは、お諮りをいたします。

くまがいさちこ君から9月10日の本会議における発言について、会議規則第65条の規定により発言訂正申出書に記載した部分を訂正したいとの旨の申し出がありました。

この訂正申出書を許可することに御異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（藤橋礼治君） 御異議なしと認めます。よって、くまがいさちこ君からの発言訂正申出書を許可することに決まりました。

それでは、くまがい君の入場を許可します。

〔2番 くまがいさちこ君 入場・着席〕

議長（藤橋礼治君） それでは、本日の会議は、議事の都合によりまして、あらかじめ延長します。

日程第1 一般質問

議長（藤橋礼治君） それでは、ただいまから一般質問を再開します。

15番 若園五郎君の発言を許します。

若園五郎君。

15番（若園五郎君） 議席番号15番、無所属自民党会派新生クラブ、若園五郎。

ただいま、議長より発言許可を得ましたので、一般質問を行います。

資料を配付したいので、議長の許可をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 許可しますので、配付してください。

〔資料配付〕

15番（若園五郎君） 一般質問の通告のとおり、1番、未収債権への徴収取り組みについて、2番、みずほバスの新路線（案）について。詳細につきましては、質問席で行います。

皆さんに配付した資料でございますけれども、市税等の収納対策推進プロジェクトチームのあり方ということの資料でございます。

現在、ごらんのとおりに資料を見てもらいますと、公債権、私債権というようなA、B、C、Dという区分がございます。そして、A欄でございますけれども、市民税については5年の時効、そしてBの中においては時効2年、あるいは時効5年、Cにおきましては公法上の債権ということで時効が5年、そして私法上の債権Dにおいては時効が2年、あるいは10年、5年という区分になっております。

次の資料でございますけれども、このたび一般質問をするということで、先進地であります西尾市の24年度から債権整理対策室ができましたので、取り組みについて、瑞穂市の議員、若園五郎ということでしたら、このようにファクスをいただくことができました。

それでは、質問の1番でございますけれども、全国的にも増加の一途をたどる未収金の徴収問題は困難をきわめております。瑞穂市においても6億6,000万円の未収金がございます。6億6,000万円というのは、先ほどの資料を配付した中の各税、保育料等の料、それが時効によって5年、2年、10年ということで、時効の達成していない、そういう本来市民の皆さんに徴収されていない方の未収金が、現在6億6,000万円あるということでございます。このことは、自主財源を確保するため避けては通れない重要な問題でございます。よって、今後収納率を向上するための手段や方策が大切と考えて、質問させていただきます。

瑞穂市の税、あるいは保育料等の料の収納状況と未収金の徴収体制について質問いたします。

市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、保育所保育料、給食費、下水道使用料、上水道使用料、住宅使用料の平成23年度末の未収金額と件数及び収納率を、高田市民部長にお尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 若園議員からの御質問でございます。

ことしから、若園議員には監査委員ということでいろいろ御尽力をいただきまして、ありがとうございます。

先ほど御質問の市税等の未収金額、件数、収納率でございますが、市税におきましては、中身的には住民税、固定資産税、軽自動車税というふうに分かれてまいりますが、それらをまとめますと、未納額として現年分、23年度の現年分とそれ以前の過年分を合わせまして2億7,780万1,346円、件数ですが、これも現年、過年を合わせまして7,420件、収納率は95.52%でございました。

次に、国民健康保険税でございます。こちら、同じく現年、過年を合わせたもので以後、数字、件数、収納率を申し上げます。国保税3億6,253万1,470円、未納件数は3,984件、収納率73.81%、後期高齢者医療保険料129万1,750円、未納件数は68件、収納率99.2%、保育所保険料未納額725万5,000円、未納件数94件、収納率96.57%、学校給食費691万572円、未納件数216件、収納率96.56%、下水道使用料28万1,094円、件数21件、収納率99.48%、上水道使用料7,680万9,808円、件数1万5,450件、収納率85.5%。なお、上水道使用料に関しましては、公営企業会計のため3月31日で決算となり、2月、3月分の納期が3月末ですので、現実的には収納はまだまだ4月でも続いております。そういった関係上、3月31日で決算が公営企業ということで切れておりますので、数字的には大きな数字、件数、収納率の低さがありますが、こちらを一般会計などと同じように5月31日の数値で捉えますと、未納額として650万2,737円、未納件数1,015件、収納率は99.4%でございます。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 今、平成23年度の不納欠損額1億9,248万円ということで、その年度の1年間の分の納付書を出しても回収できないのがその金額。そして、23年度の先ほど言いました保育料、あるいは国民健康保険、あるいは国保税等の時効の来ておる部分のまだ払っていない方の延長をかけて、その集計が23年度は6億6,000万円ということです。

それでは、21年度はどういう状況かということでございますけれども、21年度的时候は不納欠損1億1,298万6,000円ということで、1億1,000万円という金が不納、納めていただいていない方が見えます。また、収入未収額についても、水道事業も一部、先ほど説明がありましたように納付期限が5月末ということで、3月分、4月分の未納額がふえていますけれども、私の資料としては、収入未収額は8億3,262万ということでございます。

また、22年度においては、22年度中の不納欠損、1年間の納付書を出しても納めていない方は1億1,314万3,000円ということでございます。また、収入未収額も、水道事業はちょっと多いんですけども、そういう会計年度の仕分けができていないということで、集計的には8億455万3,000円ということで、瑞穂市の24年度の一般会計が150億にもかかわらず、このような税金を納めていない方、あるいは税金が収納できていないのが現状でございます。今現在、23年12月においても、庄田議員の未収額のことについての一般質問がございました。収納の件についても質問がございました。

それでは、瑞穂市においては、この未収の債権整理対策プロジェクトチームについての年度別の経過報告をお願いしたいと思いますが、瑞穂市においては、平成22年度からそういう債権整理対策プロジェクトチームができましたので、22年、23年度の取り組みについて、簡潔に御説明をお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 市税等収納対策プロジェクトチームが、平成22年の6月に発足をいたしました。平成22年度、23年度に関しましては、税務課と医療保険課により、国保税の徴収困難案件を中心に取り組んだということでございます。これらに関しましては、以前も庄田議員から成果等を御質問いただいて、回答いたしましたところでございますが、そういったことで22、23ときておりますが、特に今年度からは、議員からは24年度という御質問はございませんでしたが、今までの22、23の取り組みとはちょっと方向を変えまして、以前より監査委員さんから指摘のございました税以外の料への収入未済額の早期収納に向けて、税の徴収ノウハウを料への債権回収に生かすための取り組みをしておるところでございます。

また、この取り組みの中で、市の債権は一くくりではないというところをまず御承知おきいただきたいと思います。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 皆さんのお手元の資料の、先ほどのプロジェクトチームの裏側を見ていただきますと、市税の滞納等による債務承認に係る納付誓約書というのがございます。

これは、市民部の方もそうですけれども、税務課であれば徴収職員証、要するに滞納している方のこういう免許証みたいに、市長名で持っている方について、未納者の方についている督促を一回出して請求できるのが自力執行権であります。これは、お手元のほうにありますAとBのこの枠の中です。これは非常に、裁判所の手続をとらなくて、市長から今言っている市民部長関係、あるいは教育次長関係の給食料、あるいは環境水道部長関係の水道、あるいは都市整備部長関係の住宅手当等も含めて、こういう徴収の免許証があれば個々に請求ができる。ところが、先ほど私が言ったこのプロジェクトチームのA、B、C、Dのところに、時効が5年、2年、あるいは10年という、その内容によって違うということが非常に料金体制といえますか、公債権と私債権の違いでございます。

このA、Bについては、徴収調書を出せば1回督促状を出す、納期に納めていなければ1回督促を出す。それを10日以内に、今言っている自力執行権があり、郵便局へ行って現金を押さえたり、あるいは銀行へ行って、要するに納めたいから自動的に銀行のほうへ入って行って押さえることができる。また、動産においては強制執行できますので、正式に差し押さえ調書、あるいは登記の甲乙欄というのがありますが、乙欄のほうに瑞穂市の権利、要するに差し押さえすることができるということでございます。

この中のC、Dの中には、私法上の債権というのがございます。これはDでございますけれども、これは市役所の権限がなくて裁判所の手続が必要です。それは少額保証ということで、一つの手順を踏んで裁判所へ提出しなければ、この水道料金の時効が切れる前に請求することによって、現金を押さえたり、不動産を押さえたりすることができます。

それじゃあ、先ほど私が説明した中に、例えばこのA欄の市民税、固定資産税は時効が5年ですけれども、5年かかる6年目の前に、各関係部長にお尋ねしたいんですけれども、先ほど言ったこの市税の滞納等による債務承認に係る納付誓約書を時効前に、時効は本人が申し出る、もう納めんよということで成立するんですけれども、時効の延長がこの誓約書を書くことによってできると思うんです。今言っているこの21、22、23の不納欠損、あるいは収入未収額を見ることによって、このような事務的な手続をやっていないと思うんですが、関係部長にお尋ねします。

初めに高田市民部長、時効の延長をかけているかどうか。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 市民部からは市税関係でございますので、当然地方税法に基づき、そういった手続をしなければならないということで、分納誓約等を取りまして、そういった方々には時効の延長、中断ですかね、そういうものを実施しております。

先ほど若園議員のほうからは、A、B、C、Dの仕分け等、いろいろ説明をしていただいております。ところで、私債権のところは時効に係る援用といいますか、御本人が時効になったから私はもう納めないよということの申し出等をしていただくということが必要になるところがほかの債権と違うところですので、そこだけちょっと押さえていただきたいと思います。以上です。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 教育次長、教育次長のほうには給食料金の未納が23年度は290万あるんですが、今私が説明した内容についてのそういう未納額についての取り組みはどのようになっているか、お尋ねしたいと思います。現状でいいです。

議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

教育次長（高田敏朗君） 若園議員の御質問にお答えいたします。

現状につきましては、この徴収事務について余り今までされていなかったということで、そういうことでPTのほうにお願いして、今後どうしたらいいかということをやっているわけです。

ことし、学校給食の未納処理計画を立てまして、実は8月から徴収に関する事務を進めてまいりました。8月29日に未納者に対して、135件に対して督促状を発行いたしました。それによりまして電話等の問い合わせが13件ありまして、9月12日までに11件で20万2,650円の振り込みが実はありました。その後、9月12日に納付相談の案内を出しまして、9月18日から21日までの4日間に納付相談を行いました。これによりまして、20日までの消し込みですけれども、6件で17万4,200円の消し込みをいたしまして、この間の納付相談は4件だったんですが、その間に納付書を送ってくれという、そういう問い合わせが10件、それから児童手当などからの引き落としの同意書、これが2件ですけれども4人分あったということで、このPTの取り組みによって給食費のほうもこういう処理計画を実際に行っているということで、報告をさせていただきます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 続きまして、環境水道部長、そしてその後に都市整備部長、回答をお願いします。現状をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 弘岡環境部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 若園議員の御質問に関しまして、水道料金のほうは水道料金完納誓約書はあります。私債権である水道料金の滞納に関しましては、水道法の第15条第3項、給水条例第37条での給水停止がございます。それに伴いまして、滞納額が1万円以下のものが

大半であります。それに伴いまして、平成22年度の末に支払い督促の申し立ての裁判所の経費等と成果を比較いたしまして、裁判所までの後の訴訟等の私債権としての強制執行の権利等までは、先ほど申したとおり費用対効果を見まして、公営企業ということもありまして、今までどおりの地道に文書催告、臨戸催告、架電催告等で徴収を努めていきたいと思っております。

そして、先ほどの5月31日現在の平成23年度の未収金に関しましては、280万7,000円、2万8,609件となっております。これはいつも月例監査等を受けておりますので御承知と思いますが、よろしくお願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 住宅使用料の関係でございますが、これは先ほど議員が言われましたように、Dの欄の司法上の債権ということになります。これにつきましては、近隣市町の徴収方法、公営住宅の管理必携等によりまして滞納、家賃整理方法等を参考に進めております。

現在、住宅使用料の未納者は5名おりまして、うち退去者が1名、入居者が4名となっております。退去者の滞納整理につきましては、先ほど言われましたように、市営住宅滞納家賃による債権承認に係る納付誓約書、こういうものを取りまして時効の中断を図っております。滞納家賃を分納にして、そういう形で誓約書の中に分納によって徴収をしていくようにしております。また、入居者の滞納分につきましては、各世帯ごとに収入等の聞き取り調査を行いまして、分納等によって家賃を徴収している状況でございます。なお、滞納家賃の支払いがおくれた場合などは、再度の催告書の発行、連帯保証人への通知、さらには住宅の明け渡しを含めた通知を行っております。

現年分の徴収につきましても、滞納とならないように絶えず入金を確認し、未納の場合は未納通知書、催告書等により徴収事務を進めております。以上でございます。よろしくお願いいたします。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 地方税法の18条は、先ほどの表の中のA、B、C、Dという中の地方税につきましては、時効の消滅というのが書かれています。それはここに書いてあるように、5年、2年、10年ということですが、先ほど都市整備部長が言われました時効の中断及び停止が地方税の18条の2項にございますけれども、21、22、23の中の各科目、国民健康保険、そして公営住宅使用料、これを年度別にちょっと見てみますと、国民健康保険は23年度、先ほど言われました3億6,000万円、22年度は4億3,000万円ですが、非常に徴収率を努力しているということが、私の調べている数字で把握できておるところでございます。

また、先ほど答弁がありました都市整備部長の公営住宅使用料につきましても、平成23年度

は収入未収額は102万7,000円、22年度は178万円、そして平成21年度は359万円ということで、年度別に下がっているのは、今言いました国保、そして公営住宅等でございます。その中で、国民健康保険につきましても前年度対比で未収額を見ても、非常に収入未収額が下がっているのが数字上で理解しておりますが、高田市民部長にお尋ねしますが、債務の時効、先ほど言いました各A、B、Cの表の中にはいろいろと時効年度があるんですけども、先ほど言われました時効の援用という用語があるんですが、援用について、再度わかりやすく御説明をお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 時効の援用についての説明をというところでございますが、この時効の援用というものが関係するところは、先ほども言いましたように、私債権の部分でございます。こちらは時効によって利益を受ける者が、時効が成立したことを主張していただくということでございます。こちら、時効は、法律の定める時効期間が経過しただけでは確定はいたしません。この援用という言葉ですが、それを主張していただいて初めて確定するものでございます。

ただ、ほかのもの、私債権以外のものにつきましては、公債権の消滅時効というものは各法令の規定によりまして、援用がなくても確定するというものでございます。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 時効が成立し、要するに私は5年来たもんで、もうこれは時効やと申し出ることによって、本人、そして市のほうがお互いに譲歩することによって援用という解釈でいいですね。

先ほどのこの中の例でございますけれども、例えばコンビニへ行って、ジュースを持って現金を払わずに出ると捕まりますね。皆さん御存じのとおりですね。この水道料もそうですね。実際にもう利益が出ておる。もう飲んでしまっ、生活している。そして、給食もそうですね。もう子供さんが学校で食べてしまっ、もう体の中に入っている。これはこの表でありますように私法上の債権、要するにもう飲んで、食って、利益が出ています。そうなれば、今言っている学校給食においても、実際には子供さんが食事してしまっている。そうなれば今言っている税の公平性が、誰でもそうですけれども、年間1,000万以上の税金を払っているという人も見えると思います。固定資産も国保も給食とか、いろんな税金を払っている人もおる。その中で、市民が公平に利益を得るにもかかわらず、やっぱりこういう網というか、要するに税なりそういう制度を悪用ということは失礼ですけれども、あくまでも市の各担当の係が、今この制度をしっかり理解して、少しでも分納、もし滞納するんやったら分納してもらう、あるいは時効が来る前に今言っている宣誓書を出して、時効中断を延々とかける。また先ほどに戻ります

けれども、A欄、B欄においては自力執行権がありますので、今言っている市民税、あるいは介護保険、あるいは保育料についてもしっかり今以上に、今言っているこの徴収する市長のこれを持っておれば、裁判官、あるいは警察官以上の権限がありますので、この証書を持っておれば銀行でも入れる、郵便局でも入れる、そしてもしある家へ行ったときに、車があったならばその時点で差し押さえの強制執行ができますので、動産を押さえる場合は警察のほうと一緒に立ち会って、そういうものを本人の前へ持ってきて競売にかけるという制度は、法治国家の中で認められていることです。

そうした中で、岐阜県でも多治見市、あるいは恵那市もそうですけれども、この債権整理条例というのが各市町にあります。私が電話した高浜市もあります。

高浜市は、平成22年に合併しました。当初予算は528億の市です。そして、人口は17万人です。ところが、この市は22年度に、今言っている瑞穂市が22、23、24をやっているこのプロジェクトチームをすごく勉強されまして、早く先進地を、お手元のほうに配りましたんですけれども、この債権整理対策プロジェクトチームをつくられまして、一宮市、多治見市、あるいは静岡県、あるいは奈良市といった先進地の実例を見に行き、また副市長をトップとして債権条例案をつくる、あるいは今言っている債権管理マニュアルを今、高田市民部長もつくってみえますけれども、1年間でやっている市もある。

ですから、今回の私の質問したいことは、今言っている税の公平性、受益をみんなが受け取る中で、やっぱり払える人も見えるけれども、少しでも気持ちをかけるために時効の延長なり、あるいは自分の生活している家以外のところについては、余り手続上あれですけれども、今以上に徴収率を上げるということを、先進地も見に行きながら早急に取り組んでいただきたいというのが私の願いでございます。

それでは、今言っている関係部にまたお伺いしたいんですけれども、今回の不納欠損額、先ほど言いました23年度には1億1,000万円の不納欠損額を上げておりますが、この上げておるのには収納事務を徹底して行い、この不納額を上げておるのかどうか確認したいと思います。

市民部長、お伺いします。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 不納欠損額を上げるに当たっては、当然のごとく先ほどからも言っておりますように、時効の中断等をかけながらも、さらにそういったところ以外のところ、各債務者の方々の財産調査などをした上で、これはもう回収ができないという判断ができたものについて不納欠損額に上げているものでございます。そこまでには、各担当が十分な調査をした上で判断をしておるところでございます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 説明されたんですけれども、例えば国保税の不納欠損額を見ると、22年度は1年分の不納欠損6,800万円、そして23年度は9,051万円ということで、先ほど答弁しているわりにはこのような金額が上がってきています。それは、どこにそういう不納欠損額がどのように上がってきておるか、事務的には進めていると言いながらも、失礼ですけれども、数字的にはちょっと努力が見えないんですけれども、再度お尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 不納欠損額は、年度によって上がったたり下がったりは、当然調査結果によってなっておるわけなんですけど、年数とともに各調査をしていく段階で、やはりこの方は処分する財産がないということが改めてわかったり、また外国籍の方ですと出国されたりというところがございます、その都度、そこで判断をいたしておりますので、不納欠損額の上下というのがどうしても出てまいります。そういう結果になるということを御理解いただきますようお願いいたします。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） ちょっと時間がございませんので、市民部長に質問していきたいと思うんですけれども、債権管理条例というのがございますが、これを設けることによって、個人情報提供が可能になる。今現在、個人情報はすごく厳しいもので、例えば国保税、あるいは今言っている固定資産税、あるいは保育料、こんなところの分野に個人情報ですので入れませんですけど、この債権管理条例を入れることによって、すごく細かくそういうことも規制して、横のつながりの相互の情報交換をやるという、そういう条例でございます。

先ほど言いました市民部長、あるいは教育次長、環境水道部長、都市整備部長もそうですけれども、今、縦割りの徴収方法をやっているんですけれども、早くこの債権管理条例、これはどの市町もやっているんですが、どれだけその担当者、あるいは今回の債権プロジェクトチームの総括責任者は市民部長ですので、今言っている24年度の取り組み、そして早く、高浜市じゃないですけども1年間でそのプロジェクトチームをつくって、ことしの4月からもう管理条例を設けて、そして室長を設けて6人体制でやっています。まあ、そこまでも、瑞穂市は5万ですので私は言いませんけれども、そこら辺を含めて、どのような計画で24年度は進んで、今後の債権の収納を上げるか、その考えをお尋ねしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） P Tプロジェクトチームへのスケジュールというお尋ねでございます。

こちら今、市税以外の自力執行権のある強制徴収公債権と滞納処分による強制執行の実施、または一部の私債権につきましては、支払い督促の実施を目標に債権管理マニュアルの作成に

今取り組んでいるところでございます。また、この自力執行権のない非強制徴収公債権や私債権の滞納処分、これらにつきましては、先ほど議員からお話が出ておりますように、裁判所を通じての支払い督促、少額訴訟という手続が要るようになってまいります。異議申し立てがございまして、議会への諮問というものが必要になってくるということもございまして、議会の開会のタイミングによりまして、解決までの時間が長くなるという事案も考えられるところでございますが、他市におきましては、この問題につきましても少額訴訟等に係る地方自治法第96条第12項にある訴えの提起等につきまして、議会の皆様の理解を得て専決事項とさせていただいている自治体もあるところでございます。

こういったことも視野に入れながら、将来その時期が来たときには、またお願いするということも考えておるところでございます。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

15番（若園五郎君） 先ほど私が言いましたように、プロジェクトチームを総括で今市民部長が行っているんですが、要するにある程度の各プロジェクトチーム、公債権、あるいは私債権等の違いがございまして、早くプロジェクトチームを集約させ、今言っている最終的な債権整理管理条例をどのくらいのめどで部長は考えているか、お尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 先ほどもお答えいたしましたところも関係しますが、議会への諮問が必要なものへの専決事項の対応問題とか、債権マニュアルの作成を今この24年度しておりますが、マニュアル作成を踏まえまして、私債権の取り扱いについて統一的な事務処理基準を定める、債権管理のさらなる適正化を図り、効率的な債権回収を行うための債権管理条例の策定につきましては、25年度中という考えで動いております。以上です。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五郎君。

15番（若園五郎君） 最後になりますが、企画部長にお尋ねしたいんですが、全ての債権管理担当課による全庁的な取り組みが必要でございまして。全庁的な意思統一、あるいは新たな未収債権を発生させない取り組み、そして過年度の未収債権に対する取り組み、債権管理組織の設置、あるいは債権の回収対策室、あるいはそういう対策室等の設置の考え方をお願いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 債権回収対策室の設置について、御質問にお答えをいたします。

収納プロジェクトチームの一員としてかかわってきた私、国保税の収納を市税に助けてもらうところから始まったプロジェクトチームが、今年度、全庁的な取り組みとして瑞穂市の全て

の収納をマニュアル化し、このマニュアルを見れば全てが理解できるようにするこの取り組みをよく思っております。

御質問の債権回収対策室ですが、それぞれの部署において債権回収をマスターすればそれでよいわけですが、御提案の対策室の必要性は、より高度となる債権回収の業務であることを理解した上で、瑞穂市にとって合理的な組織改革になるかどうかを判断しながら検討する一つの選択肢であると考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いをいたします。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 債権管理マニュアルと、あるいは今言っている債権管理条例のある程度のスケジュールを組んで、年度ごとに、今以上にやっぱり行政事務のペースを上げてもらって、収納率を上げてもらいたいと思います。それが、市財政の健全化及び市民の信頼に応える公平・公正な市財政運営を推進するものと私は思っていますので、今後ともよろしく願います。

続きまして、質問の2番でございますけれども、みずほバスの新路線（案）について、早瀬総務部長にお尋ねします。

今回、新しい路線の考え方、そして今回廃止する巢南庁舎から重里、あるいは現在、一部二重に走っている路線が運行しているところが、今回の改正で4路線から3路線になることによって重複をやめて1路線ということでございますが、その2つを質問します。今回の新しい路線、4路線から3路線になった考え方、そして今回、今まで走っていましたが2路線から1路線になった、その辺についてお尋ねします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 議員の御質問にお答えする前に、ちょっと今の現状をもう一度おさらいをしたいと思います。

本田・馬場線につきましては平成17年度、鷺田・船木線については平成19年度をピークに少しずつ利用者が減ってきております。牛牧・十七条線につきましては、平成22年度にプラント6まで延長したわけでございますので、その際、少しふえてはおりますが、こちらもめっちゃふえておるわけではございません。また、平成24年度4月から、昨年度までは路線バスとして走っておりました穂積リオワールド線ですが、今年度に限りということで瑞穂北部線ということで、コミュニティーバスとして運行しております。平成17年度には6万2,000人ほどの利用客があったんですが、もう今23年度では2万4,000人ということで、これを1日の1台当たり平均をいたしますと、本田・馬場線では大体9人、鷺田・船木線、牛牧・十七条線は1台当たり5人、それからリオワールド線は1台当たり6人ということです。

これ、瑞穂市だけが減ってきておるわけではなくて、全国的に減少傾向にあります。その原因

はといいますと、多分、私たち団塊の世代、非常にたくさん多く見られた方々の世代ですけれども、この世代の方の利用がかなり減ってきているというのが大きな理由ではないかと思っております。

今年度4月より走っております穂積リオワールド線、瑞穂北部線でございますけれども、この線の利用客の約半分はリオワールドで乗ってみえるお客様でございます、私どもの市民ではおられませんので、こうしたことも含めて、今回の大きな見直しとしましては、重複してある路線を極力避けると。その前に一番は、現在利用されている方にとにかく御迷惑をかけない方向で行くというのが第一点でございます。

それから、重複している路線をできる限り減らせていただいて、できる限り市内を満遍なくという、そういう考え方で、市内を北部、中部、南部と大きく3つに分割をし、穂積駅を中心とした3路線ということで案をつくらせていただきました。

これに至るまでにつきましては、私どもの職員が何回か乗っておりまして、どの路線も乗っております。そして、どういうお客さんがどのように利用してみえるかと、そんなことの調査をしての結果でございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 私も個人的に、たまにお尋ねがあるんですが、穂積駅を利用する朝夕の通勤・通学の時間帯、高校生、あるいは一般の通勤の方も見えるんですが、高校生の通学の時間帯を今回もうちょっと時間調整し、学校におくれないで行けるといようなことも考慮してこの改正をしているのか。

そしてもう1つ、今回このような改正がございましたんで、パブリックコメントですね、いろいろと市民から、広報とかいろいろと、今回路線を変えるから御意見をくださいということで、多分市からそういう広報をしておると思うんですが、パブリックコメントの件数と要望なり、パブリックコメントの意見を今回の路線について反映したか、その2点をお伺いしたいと思います。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） やっぱり利用者の方の多くは、朝夕の高校生とかOLの方、それから男性の方も行きか帰りか、どちらかを利用するという方が結構ございます。それで、朝一番の時間を少しおくれさせて、できる限り岐阜市内の高校とか、通勤・通学に利用しやすいように時間を調整しております。ただ、駅前が全部の路線が入りますと混んでしまいますので、多少その空間、バスとバスの時間を調整しがてら、岐阜市内の高校とかお勤めに利用しやすいように調整したつもりでございます。

それからもう1点、パブリックコメントにつきましては、私ども広報とかホームページとか

でお知らせをしがてら7月中に実施をしたわけですが、結果34通の御意見がございました。またこれにつきましては、今皆さん方に公表をしております。9月10日から公表をしております。ホームページでもごらんいただけますし、私どもの庁舎、それから巢南の庁舎、図書館等でも閲覧をしていただくことができますけれども、これを閲覧していただいた御意見も踏まえがてら、新しい路線について多少の見直しはまた考えたいと思っております。以上でございます。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 今回、居倉地区、七崎地区等一部、先ほど答弁がありましたんですけども、リオワールド線がなくなることによってその地域の方もちょっと不便を感じるかと思うんですが、今回路線が走っていて、要するにある程度区域をこういうブロックにしたためにちょっとコースが変わったということですけども、そういうような今まで走っていたバス停についてのその地域の説明会とか、その辺は決定するまでに手続を今以上にとっていかれるのかどうかお尋ねしたいのと、今回見直しされることによりまして、またいずれかは新しい路線の見直しが出てくると思いますが、将来的にどのようにお考えになっているかお尋ねしたいと思えます。

また、23年度は570万円のリオワールド線、一部バスがなくなったということを含めて、今回も当初予算が4,400万円から、今度コースを変更することによって1,200万円ぐらいにみずほバスの運用費用がちょっと削減されるんですけども、年間6万2,000人の乗客があったのが、23年度は2万4,000人という状況の中で、その辺を含めた今後の新路線、あるいは今言っている今回の七崎、居倉地域への御説明は、どのような形でPRしていくかお尋ねしたいと思えます。その2点をお願いします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） パブリックコメントということが意見聴取ということで、なかなか御理解をまだ十分いただいていないところもあるかと思えますが、基本的には、私どもこれですと毎月のようにというか、バスの運行については毎日調査をしておりますので、その数字等は皆さんにお示しをしております。そうした中で、やっぱり利用されてみえるところ、利用されていないところとはっきりしてきておりますので、そうした部分を見直すよということで、コメントとしては前々からずっと出してきております。よって、廃止するところの説明そのものとしては、実施しておりません。

それから今後でございますが、やはり未永くまちの公共交通として利用していただくと。ですので、やっぱり主要道路はやむを得ないと思えます、これは。皆さんが本当に乗っていただければ、またこれも考え直す必要があるかと思えますが、今現在の路線であっても、その周

りの方は十分利用がしやすいはずでございますけれども、それでもやっぱり乗っていただけないというところが幾つかあることは事実でございますので、将来的に未永くかわいがっていただける公共交通ということで考えておりますので、また大きく北部、中部、南部と分けたわけでございますが、そちらのほうの地域の方々がお互いに話し合って、よし、こういうふうにしたらもう少し乗れるんじゃないかと、道路改良をしようとか、そういうお話し合いができれば、またぜひ見直したいと思います。

新しい路線につきましても、その利用状況を皆様方に報告をしがてら、少しでもより利用しやすいコミュニティーバスに変えていきたいと思っておりますし、停留所、手を挙げたらとまってもらえないかという御意見が幾つかありますけれども、実を言いますと、多分そのやってみえる市町村というのはほとんどが山間部だろうと思っております。実際にこういう都市部では、急にとまったりどうこうはできません。当然、バスに乗るということがわかってみえて、運転手さんに合図されれば運転手さんもちゃんととまっておると思っておりますけれども、基本的には、申しわけございませんが程度、停留所をきちんと設置するというのも安全上必要かと思っております。

追ってから路線が決まってれば、ある程度もう少し停留所等もふやすとか、いろんなこともまた検討ができるかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

〔15番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 若園五朗君。

15番（若園五朗君） 今までの一般質問の福祉部長、あるいは今言っている議員のほうの一般質問で、いろいろと瑞穂市の高齢者の人数、あるいは高齢化率の説明がございました。瑞穂市の8月31日現在では、65歳以上の高齢夫婦世帯が1,066世帯、あるいは65歳以上の単身の世帯が825ということで、非常にどの市町も高齢化率が上がるところでございますけれども、そうした中で、きのう棚橋議員のほうから質問もあったんですけれども、老人対策、買い物弱者ですけれども、こういうのも後で質問をさせていただきますけれども、できれば地域で、そういう志のある方でやっぱり地域を守るというか、お隣さんはお隣ということで、やっぱり行政がいつも頼むだけじゃなくて、地域同士がその近所ともグループを組んで、60歳から65歳以下、ちょっと家に見える方でも本当に人のために奉仕するというのも一つの施策と私は考えています。重なりますけれども、老人対策、あるいは買い物弱者の再度考え方で何かありましたらお尋ねしたいと思っております。

あともう1つ、新路線の今後のスケジュールについてお尋ねしたいと思っております。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 瑞穂市もやっぱり高齢化がどんどん進んできております。とって、岐阜市、大垣市、それから名古屋市へのベッドタウンということで、非常に住みやすい場所でございます。ぜひとも車一辺倒の生活から、やはり時にはバスにも乗ってみようとか、自転車

を活用してみようとか、非常に環境に優しいということで、車ばかりやなくしてバスを片方だけでも使ってみようとか、そういう気持ちに皆さんが少しずつなられて、そうしたバスの利用ということをもう少し考えていただいたらどうかというのも考えております。というのは、やっぱり小さいころからバスに乗っておられる方はバスに乗ることを苦にされませんけれども、全然バスに乗ったことのない方は、実を言うとバスの乗り方もわからないという方が非常に多いかと思っております。そういう点がありますので、車一辺倒の生活から、やはり自転車、歩くとか、バスに少しでも乗ってみようとか、そうした気持ちに皆さんでなっていただくということが、このバス事業を長くやっていくことかなあと感じたりもします。

そして、このまちは非常にコンパクトでございますので、穂積駅を中心としたまちにつくり上げるということも一つかと思えます。

ほかには、公共交通問題として何か考えることはできないかということも一つかと思えます。

また、地域の状況によってはお年寄りの多いところ、全然そうでないところ、いろいろありますので、地域の中で話し合っていて、時には一緒に乗せていってあげるよと、そうしたきずなというの也非常に大切ではないかなあと感じています。

そしてもう1点考えるのは、今皆様方の息子さんとか孫さんですと、非常に服とか下着とか食べ物を全て宅配という利用がございます。お年の方も栄養のことを考えると、私たちもそうですけれども、子供はなかなか面倒を見てくれません。1日に1食当たりとか2日に1遍当たりとか、そういう宅配を利用するというのも一つかなと思ったりもします。これは冷たいとかやなくして、意外と若い人たちはもうほとんどが宅配を使っておるというのも一つですので、いろんなケースがあります。このまちが非常に住みよいまちであるようにするには、またいろいろ方法を考えればいいのかと思っておりますので、今回、お年寄りについていろいろ言われたんでございますけれども、確かにお年寄りの利用者は、以前よりはかなり少なくなっているような気がいたします。ですので、みんなでまた真剣に考えて、少しでも住みやすいまちにしたいと思えます。

あとスケジュールでございますけれども、今、結果のほうを皆さんにお知らせをしておりますので、こうした意見、今回の意見をまた反映しがてら、それをまとめた結果を市の公共交通会議にかけて、来年4月1日からの運行ということで、時刻表については3月号でお知らせをしたいと思っております。以上でございます。

15番（若園五朗君） ありがとうございます。

議長（藤橋礼治君） 以上で、若園五朗君の質問は終わりました。

続きまして、古川貴敏君の発言を許します。

古川貴敏君。

1番（古川貴敏君） 議席番号1番、瑞穂市民クラブの古川貴敏でございます。

ただいま、議長のお許しをいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

傍聴の皆様、遅くまで御苦労さまでございます。ありがとうございます。

きょう、私どもの会派の会長でございます山田議員が急逝いたしました。きょうは山田議員が横にいるつもりで、そういった気持ちで一般質問をさせていただきます。

私の質問は、この4月より施行されましたまちづくり基本条例から情報の共有、参画、そして協働について、市の考えをお尋ねしたいと思います。これよりは、質問席より質問させていただきます。

市のホームページでまちづくり基本条例を検索いたしますと、その重要なポイントとして今の情報の共有、参画、それと協働がうたわれております。もっともこの条例の制定目標は、市民参画による協働のまちづくりということでございますから、当然これらの言葉がキーワードとなってくるわけでございますが、そこでまず、情報の共有という点でお伺いいたします。

広報「みずほ」の7月号に、平成23年度の情報公開制度の運用状況というのが掲載されております。これによりますと、情報の請求件数は、平成23年度が19件でございます。さかのぼって調べてみますと、22年度が26件、21年度が29件となっております。ちなみに近隣の岐阜市、22年度でございますが793件、大垣市は365件、お隣の本巣市でも90件の情報公開の請求がございます。人口比率や地域特性の違いもございしますが、近隣の自治体と比べ、当市の情報公開請求件数は少ないのではないかとおもわれますが、この原因は一体どこにあるとお考えでしょうか、お願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 情報公開の請求件数が少ないのではないかとということでございます。

昨年の12月でございますが、情報公開の請求権者を市内に在住、在勤である方、それから利害関係者から、何人もオーケーよということに改正をしたところでございます。と言いながらも、ことしの8月末現在での請求件数は7件でございます。先ほどの、年度を通じて見ますとだんだん少なくなってきましたので、これは私どもからホームページとか広報、いろんな情報を出しているから少なくなったよと言えればいいんですが、どうもそうも言っておられない状況であるかもわかりません。引き続き、私たちも情報公開の趣旨を十分理解していただくための努力を進めてまいりたいと思います。

もう1点、やっぱり個人情報でといいますと、ほとんどの方がいろんな検診事項とか子供たちの発育状況とか、そんなものを請求されることが多くございます。私どもも健康診断にひっかかった部分についての情報開示を求められる件数のみでございますので、市町村によっては状況がいろいろ違うのかなあというふうに感じております。

よって、何が原因でと言われると、本当の原因というのはなかなかつかみにくいところがございます。他市町ですと、やっぱり目新しい事項をやられればそうした情報をということです

けれども、今はそうした条例とか要綱とか、そういうものはほとんどがホームページでとられますので、なかなか情報公開でということになると、原因というのをはっきりつかめなかったというのが現実でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 古川貴敏君。

1番（古川貴敏君） 確かに原因といたしても、なかなか難しいとは思いますが、一つに、私市民の市政に対する関心の低さもあるとは思いますが、また一つにこの情報公開請求の制度そのものを知らないとか、事務手続になれていないといったことも一因であるのではないかと考えております。

そこで、この市の公文書公開請求書というのがございます。この請求書を見ますと、その中に請求する公文書の件名、または内容とかいうのを書く欄があるのでございますが、こういったものは、よほど行政事務に詳しい方とか、またこういった請求になれた方でしたら簡単に書くこともできるのですが、まず一般の市民には公文書の件名などわからないのが現状かと思えます。まちづくり基本条例の11条には、市の執行機関は、まちづくりに関する情報を市民にわかりやすく提供すると、そのように努めますとあります。そうであるなら、その一環としてこの公文書の件名ですけれども、この件名を何らかの形で公表し、市民に情報を提供する必要があるのではないかと考えております。

ちなみに、岐阜市のホームページには、公文書件名データファイルというのが載っております。23年度で実に6万3,095件の公文書件名データが載っております。さすがにこういったものを公表しているのは、近隣では岐阜市だけでございますが、当市も岐阜市のまねをしるというわけではございませんが、一般的になじみのない公文書の件名、まずこういった件名を重立ったものからだけでよろしいですので、わずかでも市のホームページ等に掲載してみてもどうかと思うのですが、いかがでございましょうか。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 先般、古川議員さんからこうした情報をいただきました。岐阜市のほうのホームページを見ますと、本当に細かく案件が載っております。私どもは、一応文書分類の総括表というものを手持ちに持っております。先ほど言いましたように、請求があった場合に御相談をしがてら、内容を詰めていくということでの請求という格好になっております。

岐阜市さんというのまではとてもいけるような状況ではございませんけれども、こうした総括表等を見直しがてら、少しでも皆さんに利用していただきやすいように進めていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 古川貴敏君。

1番（古川貴敏君） こういった取り組みは小さなことかもしれませんが、ほんの一部の市民への情報提供にしかならないのかもしれませんが、しかし、こういうことの積み重ねが、やがて市民の市政への関心につながるのではないかと、そう考えております。

さて、7月の中旬ごろでございましたが、ある市民団体の要請で、議会事務局が出前講座を実施されました。そこの出前講座の席上で市民から、私たちは議会の日程を知る手段がなく、傍聴にも行けないというような発言があり、また各自治会に設置されている掲示板に日程を表示できないかとか、回覧板を利用して回してくれないかという意見が出ておりました。要は、多くの市民が今の市の持っている情報を、個人が請求して見ることができる情報公開ではなく、市が情報を積極的に発表するという情報の公表を望んでいるのではないかとということでございます。

情報公開の総合的な推進のためには、今後情報の積極的な公表や広報が必要と思われれます。市のホームページは、年々充実されております。かなりの情報が公表されていると思います。がしかし、こういったホームページ見られない方のための情報の公表方法、こういったものの具体策を何かお考えでしたら、御答弁お願いいたします。

議長（藤橋礼治君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今議員がおっしゃるとおり、このまちづくり基本条例の一番基本は、情報を皆さんに提供し、情報を共有し、そして皆さんに参画をしていただくということでございます。ですので、いかに市民の皆さんに情報を出すかということでございます。

ホームページにつきましても、かなり充実はしつつありますが、このごろ、だんだんまた皆さん携帯を持たれまして、パソコンもだんだん自宅にないということで、果たして本当にインターネットの情報を見られるかということ、多分だんだんまた意外と見られなくなってきておるのではないかなと、そんな心配もちょっとしております。ですので、一番オーソドックスなやり方ではございますが、やっぱり広報紙とか回覧とかチラシ、状況によってはそんなものをうまく使いこなすと。

私どものみずほバスの路線の変更につきましても、インターネットでホームページに載せたところでございますが、多分思ったよりも少ないだろうということで、市役所の窓口とか図書館、そういうようなところに全部、意見をいただく資料とか紙も入れてお配りをするということで進めてまいりました。また、下水道についても、各校区ごとで自治会長さんをお願いして説明会を開いたわけでございますが、やはり私たちがもう少し出かけるなりして、いろんな方法をもって皆さんに情報がある程度提供しないと、なかなか皆さん、いざとなったときには自分たちで積極的というのは難しいかと思っておりますので、私たちもできる限り地区とか地域のほうに出かけると。またその中で、皆さんにもいろんな御意見をいただくという機会を少しでもつ

くるのが一番ベターではないかなということを考えております。

やっぱり若い人にはインターネットでございますので、ホームページはできる限り充実をさせていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（藤橋礼治君） 古川貴敏君。

1 番（古川貴敏君） おっしゃるとおり、なかなかこれは難しい問題だと思います。莫大な情報を全て公表、あるいは広報するということは、費用の面からいってもなかなか難しいかと思えます。しかし、主な情報や、特にこの基本条例の11条にございますまちづくりに関する情報と、こういったものは積極的に公表、または広報していただきたいなと思えます。まさに、これこそが情報の共有でございます。市が目指す市民参画による協働のまちづくりの基本になるべきものでございます。今は、アナログ時代からデジタルへの時代の変わり目にありまして、情報の提供も多様な対応が必要ではございますが、ぜひ今後もまた取り組んでいていただきたいと思っております。

さて、次に参画についてお尋ねいたします。

まちづくり基本条例の第15条に、市の執行機関は、市政の運営に当たっては市民の意見が市政に反映できるよう、参画する機会を保障しますとあります。要するに、市民の意見が反映できるように参画の機会を保障するということです。

また、16条には、その参画の方法がうたわれております。参画の方法として、16条の1項には審議会への委員としての参画とございますが、これはもう現在、市民公募という形で行っておりますので、既に実施されているところでございます。その同じく16条の2項には、公聴会、懇談会等への参画とありますが、最近市のホームページの市長の部屋というコーナーに、市長への提案、御意見といった欄が新設されておりますが、これなどは広く意見を聴取するといった公聴会の取り組みの一環ではないかと思っております。また、パブリックコメント等も積極的にやっておられるようで、ある程度取り組んでおられるなと思っております。

そこで、この16条の3項ですが、ここにワークショップその他の一定の課題について、集団で検討作業を行うことへの参画というのがございます。ワークショップというのは、住民参加型の活動形態の一つと位置づけられておりますが、ここに書いてありますワークショップその他の一定の課題、この一定の課題というのは具体的にどういったことを指されるのか。また、これ集団での検討作業と書いてありますが、この集団での検討作業というのはどのような方法で行うものなのか、ちょっとその辺をお教えください。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） それでは、古川議員のまちづくりについての御質問にお答えをいたします。

ワークショップとは、市民がまちづくりの課題について、瑞穂市にかかわるさまざまな立場な方が参加して、瑞穂市の課題を解決するため、改善計画を検討したり、立てたり、進めていく共同作業になります。

一定の課題とは、道路や公園づくり、公共施設の整備計画、住まいや福祉に関する課題となります。

ただし、ワークショップにも限界がございます。ワークショップでは、もととなる課題自体に反対者が出ないような課題が適しております。個々に利害関係のあるような課題は適してはおりません。また、あらゆる場面に適応にはなりません。これから瑞穂市においても、まちづくり基本条例第16条の規定にある審議会がいいのか、公聴会がいいのか、古川議員の御指摘のワークショップがいいのか、どの選択が一番いいのかを積極的に取り入れて考えていきたいと思っております。

例えば現在行っております合併10周年記念事業実行委員会が2週間おきに開催されておりますが、実行委員22名の皆さんで多数の多くの意見が出て、話し合いを重ねて、なかなか進展しません。コーディネーター役の有権者の方がまとめ役となり助言していただいて、整理しながら進めております。ワークショップも同様に、このような役割の方が必要になると考えております。

簡単ですが、答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 古川貴敏君。

1番（古川貴敏君） 一定の課題とは、市政全般にわたりいろんな課題があるということだと思っております。この課題には、行政の考える課題というのと、市民の考える課題というものがあると思っております。まず、この市民が課題と思うこと、これを掘り起こす必要があるのではないかと私は思います。そこで、市民みずからが課題を考え、またそういったことの解決を話し合える場、いわゆる対話を行える場というものが必要ではないかと考えております。

対話手法の一つに、ワールドカフェというものがございます。これを簡単に説明いたしますと、参加者を四、五名のグループに分け、決められたテーマについて20分程度話し合うと。次に、メンバーを変えてまた話し合うと。こういったことを3ラウンドから4ラウンド繰り返し、最後に、参加者にこの話し合いで心に残ったことを述べてもらうと、そういったものでございます。少人数であることから比較的誰でも話しやすく、岐阜県では余りなじみがないようですが、今多くの自治体でこの対話手法を取り入れているようでございます。

一例を申し上げますと、三重県の名張市では、地元のNPOに委託しまして、市民活動の活性化の一環としてこのワールドカフェ方式を取り入れた、いわゆる大規模座談会というものを平成20年度より実施しております。また、県内の山県市でございますが、山県市では山を隔て

た2地域をつなぐ里山集落住民の絆づくりという県の委託事業を地元のNPOが受け、おしゃべり会議と銘打った意見交換会を数回実施しているようでございます。

私、このワールドカフェという手法にこだわるわけではございませんが、今の16条の3項の集団での検討作業を行うといった項目に参画する機会を保障するというのであれば、多くの市民が意見交換のできる場、話し合いの場、そういったものを整備する必要があるのではないかと考えますが、いかがでございましょうか。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 御質問のワールドカフェとは、古川議員の御質問のとおり話し合いの方法になります。その手法ですが、よく言われることですが、会議室で難しい顔をして議論をしていても新しいアイデアは生まれにくいことから、オープンな空間でカフェを飲みながらリラックスできるような状態を意図的に実現して、心行くまで話したり聞いたりすることが必要になります。この対話では、さまざまなアイデアが生まれるばかりか、相互理解も得られます。また、ワールドカフェでは、相手の発言への質問や賛否はできません。そして、決めない会議とも言われ、ここで何かを決めなければならないものではございません。

実際には、合併10周年記念事業の実行委員会でも、会議室ではなく総合センターの和室で行っております。畳の部屋は気持ちが落ちつくことができ、また自由に動いたりして話ができるので、この委員会では好評であります。

名張市や山県市の事例も参考に、短時間でより多くの方々が理解し合える機会づくりとして、まちづくりの参考意見として取り入れるものとして、先ほどのワークショップにおける手法として、御提案のように瑞穂まちづくりカフェとして取り入れていきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 古川貴敏君。

1番（古川貴敏君） ありがとうございます。とても建設的な御答弁でうれしく思っております。

確かにこのワールドカフェ、私も幾つも出ておりますが、お茶は飲んだことはありますけれどもコーヒーは飲んでいません。ただ、この山県市の例ですけれども、確かにこのワールドカフェという言葉に勘違いされて、コーヒーを飲み83歳の御老人がお見えになられたそうです。なんだ、出ないのかということで帰られようとしたんですが、とりあえず参加するかということで参加したらとてもおもしろかったらしく、それから開かれるこのワールドカフェに毎回参加されたというようなお話も聞いております。

とにかく、こういった対話の場というものを行政がじかに行うか、または委託するかは別としまして、そんなに大きな費用をかけることなく実施できると思いますので、ぜひ取り組んで進めたいと思っております。

では、次に同じく参画について、まちづくり基本条例の16条の4項に関連してお尋ねいたします。

ここに参画の方法として、パブリックコメントその他の意見聴取とあり、そのパブリックコメントの後ろには括弧書きで、意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見、または情報を考慮して決定する制度をいうと書かれております。意思決定過程を素案で公表、それと市民の意見を求めて、それを考慮して決定するということですね。

これ、以前ある市民の方が、事業が決定してしまってから情報を公開されても、私たちは何も意見を言うことができないということをおっしゃられておりました。ということであるのなら、きょうもちょっと話が出たかと思うんですけども、市民の予算編成への参画を図るために予算要求の状況を公表し、その後、パブリックコメントを求める期間を設け、市民からの意見、要望を検討した上で予算案を完成させる、こういった取り組みを行う必要があるのではないかと思います。もちろんスケジュール的なこともございますから、全ての細かい事業までは無理かと思いますが、主要な事業だけでも予算編成過程を公表しまして、市民の意見を反映、検討できるよう、取り組みが行えないものでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） パブリックコメントについての御質問ですが、市民の皆様には御意見を求めるには、やはり案の段階で求めることがよいと考えております。開かれた市政、協働のまちづくりとして予算編成過程を公表することは、予算の透明性を確保するためにも公開し、意見を求めることは必要であると考えております。

ただ、御質問のとおり予算編成状況の全ての情報を提供することは、量的にも困難と考えておりますので、主要事業において事業評価等を公表することなどを検討していきたいと考えております。

また、ただしですが、予算編成はタイトなスケジュールでございまして、意見の反映を含めて、本当にその年に反映できるかということがちょっと、次年度の年になってしまうおそれもございますので、そのあたりの課題を解決しながら考えていきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 古川貴敏君。

1番（古川貴敏君） 前向きな御答弁と承っておりますが、恐らく今年度は無理なのかなと思っておりますが、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。こういった取り組みが実施されれば、当然予算案が完成した時点で、予算査定結果とともに市民の意見が公表されるということでございますから、私ども議会がこの予算案を審議する上でも大いに参考になるものと思っております。ありがとうございました。

では、次に協働についてお尋ねいたします。

協働につきましては、まちづくり基本条例の第18条に書いてございます。そこには、市民、市議会及び市の執行機関は、公共の担い手としての協働に努め、まちづくりを進めますとございます。公共の担い手としての協働に努め、まちづくりを進める、まさにここがこの条例の核となる文言ではないかと個人的に思っております。

さて、同じく18条の3項ですが、市の執行機関は、市民にまちづくりに関する意識の啓発を行うとともに、まちづくりに必要な人材の育成を図るよう努めますとございます。

まず、この意識の啓発という点でお尋ねいたします。

協働型のまちづくりを目指す上で、市民への意識の啓発を行うための手だてを何か考えておられるのでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 協働に関する意識・啓発については、まず市民が参画しやすい環境を整えることが一番であると考えております。市役所に意見を気軽に寄せることができる仕組みや、直接職員が市民と対話する窓口業務などの重要性、見やすい、読みやすい広報、ホームページなどになります。

一例ですが、下水道の説明会なども市民への意識づけができた事例であると考えております。FM放送木曜みずほでも、さらにまちづくりへの情報発信、啓発を取り入れて、協働のまちづくりにつなげていきたいと考えております。

また、現在は意識や啓発体制を整える段階ですが、ある程度の環境が整いましたら市民への意識調査なども考えて、確かめていきたいと考えております。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 古川貴敏君。

1番（古川貴敏君） 確かにこの辺のところ、なかなか難しいんですね。いざ進めようと思えますと難しいんですが、これもまた他市の例を出して申しわけないんですが、お隣の本巢市では、協働のための無償を基本とした事業をまちづくりパートナーと名づけまして、市民に呼びかけております。当然御存じのことかと思いますが、内容はイベントのパートナーや教育、人材育成のサポーター、さらには側溝の清掃、公園の清掃等をも、要するに市民パートナーの事業の一環として捉えております。その内容を見ますと、多くはもうこの瑞穂市でも実施しているものが多いと思われれます。であるなら、こういったパンフレット、何というんですか、まちづくりのパートナーという名前はともかく、これは無償を基本として、お互いに協力し合ってやっていきましょうという項目のこういったパンフレットをつくるのも一つの手ではないかなあと、私思っております。そういうことも踏まえて、今後考えていただきたいと思っております。

では次に、同じく今の18条の3項でございますが、まちづくりに必要な人材の育成について

お尋ねいたします。

このまちづくりに必要な人材というのは、個人的なリーダーの育成というのものもあるかもしれませんが、個人としては市民が自主的に市民活動を行うための団体、もしくは組織、こういったものの育成が重要ではないかと思っております。そこで、公共の担い手となる団体育成のために、NPO法人の設立費や市民活動事業に対する助成制度が有効ではないかと思っておりますが、こういった制度を整備されるお考えはございますでしょうか。

議長（藤橋礼治君） 森企画部長。

企画部長（森 和之君） 人材育成については、ボランティア、市民活動で市民が自主的に参加ができるような活動のきっかけとなる場を創出し、新たな人材を発掘し、育成することが必要であります。市民活動を活発にさせるには、現在実施している各種の講座やセミナー、出前講座などをさらに充実させることも有効であり、定期的な情報提供も必要です。市民活動を支援する人的、物的、経済的なものが必要になると思っております。

先進事例では、本巢市のまちづくりパートナー募集としての市民活動推進助成事業がございます。イベントへの協力、人材育成、地域交流などの担当部署に申し込み、実績に応じて助成金を交付するものであります。これらについても他の市の事例を参考に、瑞穂市に合った施策を行い、要望や苦情を投げかけるだけでなく、市民も一緒に考えるようなプロセス、自分たちのまちは自分たちで考えていくような自覚を持ってもらうような人材育成につなげるような施策を考えるものでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 古川貴敏君。

1番（古川貴敏君） 今、本巢市のお言葉をお聞きしましたが、いい取り組みはなるべくまねしてもいいんじゃないかと思っておりますが、財政難でございますから、安易な助成を打てとは申しませんが、例えば将来、市の利益につながる施策と判断できるのであれば、ぜひ実現を考えていただきたいと思っております。

さて、最後の質問でございます。

この協働型社会は、個人で自立して生活する自助と、また地域の住民がお互いを支え合う共助、それと行政による公助ですか、これらがバランスよく組み合わせられることによって、その効果を発揮するものと考えますが、最後に、市はどういったビジョンを持ってこの協働型社会を目指すのかといいますか、市が理想とするまちづくりといったものをお聞かせください。

議長（藤橋礼治君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） それでは、古川議員の御質問にお答えさせていただきます。

古川議員さんも、このまちづくり基本条例の制定の折に委員の一人になっていただきまして、

御尽力いただきました。その際、御指摘もいただいたところでございますが、やはり市民にまだ相当な温度差があるということをおっしゃってみえたんですが、この条例そのものがまだことしの4月1日から施行されたわけです。それで、まだ御存じない方も多いということで、先ほど来、総務部長、教育次長がお答えしておりますように、まず情報を公表して市を知っていただく。市の行政というのは誰のためにあるかということを知っていただくということで、そうした関心を持っていただくということをやっていきたいということをお話をしておるところでございます。それで、そういった知っていただく手法で、先ほど来御指摘いただいているようにいろんなワークショップとか、パブリックコメントとか、いろんな手だてがあるわけでございますが、そういったものをうまく組み合わせながらやっていければと思います。

ですから、先ほど御提案いただきましたNPOに補助というの、本当に皆さんがそういうことが必要であるという声を上げていただければ、それは政策化に生かしていくことも可能だというふうに思っております。とにかく、私たちが今やろうとしているのは、一緒になってまちづくりをやってくださいねという願いをしておるわけですね。ですから、そういった御提案をいただけるということは、非常にありがたいというふうに考えております。

たまさかこの御質問をいただいた、全国市長会のこの「市政」というのが、9月号ですが来まして読んでおりましたら、ちょうど市民参加と協働による市政運営というのが書いてございました。その中に書いてございまして、お聞かせ願いたいことがありますのでちょっと読ませさせていただきますと、市民参加と協働は、これは目的ではございません。これはあくまで地域づくりを進める上での手段というふうに位置づけをしなければならないと思うんです。ですから、さまざまな手段を講じながらやっていくと。そして、市民協働のいわゆる究極的な目標は何があるかといいますと、市民活動が広がることで、社会的課題を市民がみずから解決する原動力となることが期待できる。そして、市民の多様なニーズに先駆的でかつ迅速・柔軟に対応し、多種多様なサービスの提供が期待できる。そして、これまで地域づくりを担ってきた自治会等の組織と活動テーマを絞った市民団体がそれぞれの特性を生かして連携・協力することで、地域づくりの一層の活性化が期待できる。それから、市民活動により、市民の参加を通じた社会貢献やお互いの交流の場の創出が期待できる。まさに瑞穂市が望んでおることが集約されたことが書かれておりました。それで御紹介をさせていただいたわけでございますが、そのためには、それこそ今おっしゃっていただいたいろんな提案をいただきながら、あるいは市民の皆さんと模索しながら、将来の瑞穂市、どうあるべきかということをやっていきたいというのがこの条例の趣旨でございますので、それをお答えということで御理解賜りたいと思います。

〔1番議員挙手〕

議長（藤橋礼治君） 古川貴敏君。

1番（古川貴敏君） ありがとうございます。

今、副市長がおっしゃられたとおり、どのまちもそれが最終の目標かと思えます。本当にまだこれは施行されたばかりで、まだまだこれからということですが、今現在、またまちづくり基本条例の審議会等も発足しているようでございますので、そういった中でも、今度は具体的にどういう方向を目指していくのかといったことを、また話し合っただけだと思います。

総合計画にもございますように、これからは行政の力だけでまちづくりはもう難しいと。市民、行政、私たち議員も力を合わせ、協働のまちづくりをつくっていかねばならないと、かように考えております。そういうことで、お互い一緒になってよいまちづくりを目指したいと思っております。

ということで、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（藤橋礼治君） 以上で、古川貴敏君の質問は終わりました。

これで一般質問を終わります。

散会の宣告

議長（藤橋礼治君） 以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでございました。

散会 午後5時40分

